

( 仮 称 ) 唐 津 風 力 発 電 事 業  
環 境 影 響 評 価 方 法 書  
〔 要 約 書 〕

平成 30 年 1 月

合同会社NWE-09インベストメント



本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図、数値地図 200000（地図画像）及び電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 29 情複、第 1222 号）

本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得ること。





## 目 次

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 .....	1
第2章	対象事業の目的及び内容 .....	2
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況 .....	9
第4章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 .....	12
4.1	環境影響評価の項目の選定 .....	12
4.2	調査、予測及び評価の手法の選定 .....	13



## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	: 合同会社 NWE-09 インベストメント
代表者の氏名	: 代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン
主たる事務所の所在地	: 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス

## 第2章 対象事業の目的及び内容

東日本大震災の経験を経て、わが国では国民全般にエネルギー供給に関する懸念や問題意識がこれまでになく広まったため、エネルギー自給率の向上や地球環境問題の改善に資する再生可能エネルギーには、社会的に大きな期待が寄せられている。

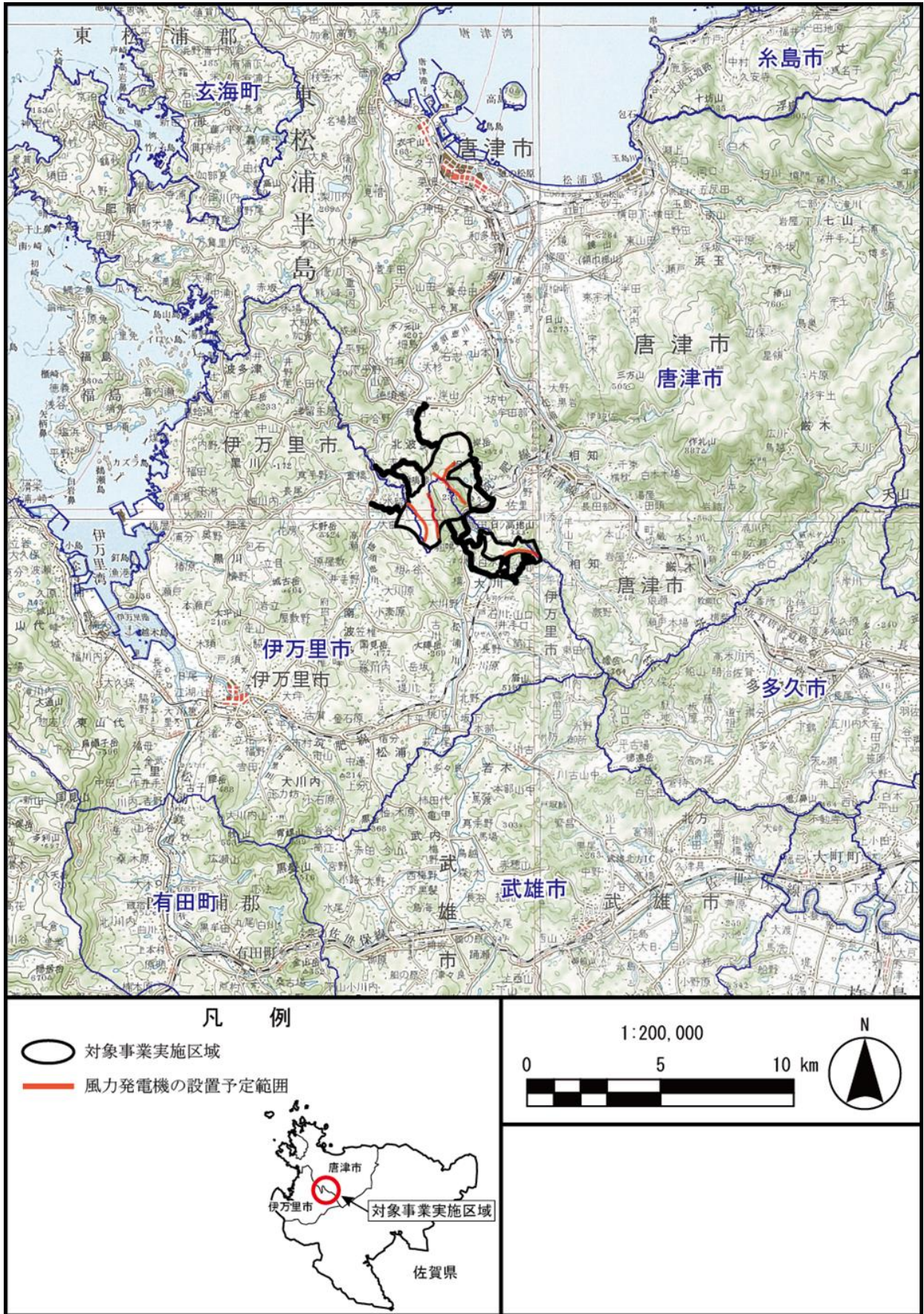
平成 26 年に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーに対して、低炭素で国内自給可能なエネルギー源として重要な位置づけがなされている。また、再生可能エネルギーのうち特に風力に関しては、経済性を確保できる可能性があると評価されている。

佐賀県は、「第 3 期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、平成 28 年）において、再生可能エネルギーの加速度的普及の促進のために、地域特性に合わせた再生可能エネルギーの普及拡大に取り組むとともに、関連産業の集積を図ることを目指している。

また、本事業の対象事業実施区域である佐賀県唐津市では、地域の持続的な発展を目指す低炭素社会の実現に向け行動するという思いから平成 24 年 6 月に「唐津市再生エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定した。この条例に基づいた「唐津市再生可能エネルギー総合計画」で、「先進的チャレンジフィールド唐津市の確立」、「エネルギー産業の隆盛」、「人材育成・地域間交流」の 3 つの目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入を推進している。

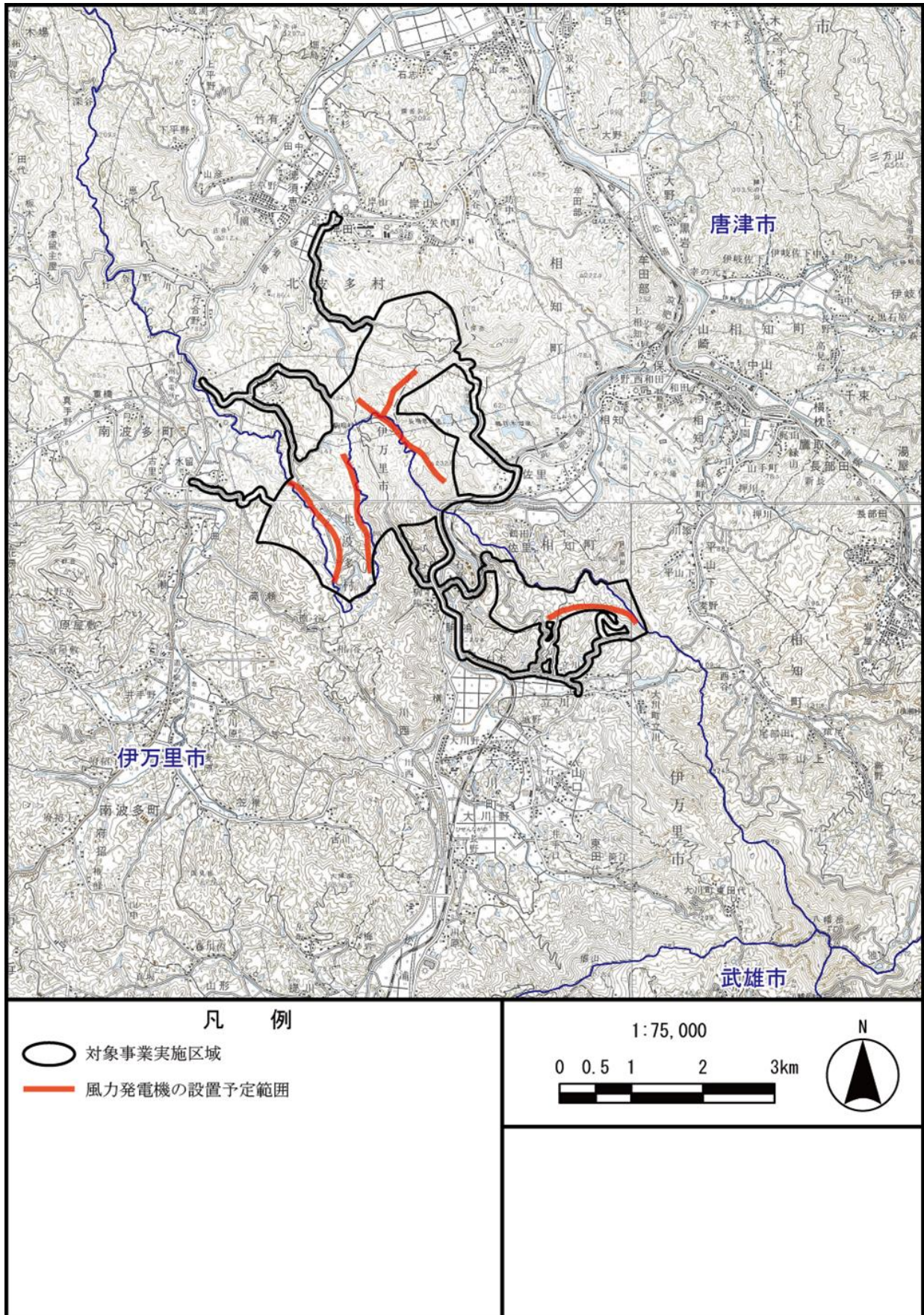
本事業は、上記の社会情勢に鑑み、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、微力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の振興に資することを目的とする。

項目	内容
特定対象事業の名称	(仮称) 唐津風力発電事業
発電所の原動力の種類	風力 (陸上)
発電所の出力	最大 54,000kW
風力発電機の基数	定格出力 4,500kW 程度の風力発電機を 12 基程度設置
対象事業実施区域	佐賀県唐津市及び伊万里市の行政界付近の尾根上 (第 2.1-1 図 参照)
対象事業実施区域の面積	約 919.4ha 〔内訳〕 唐津市 : 約 513.2ha 伊万里市 : 約 406.2ha



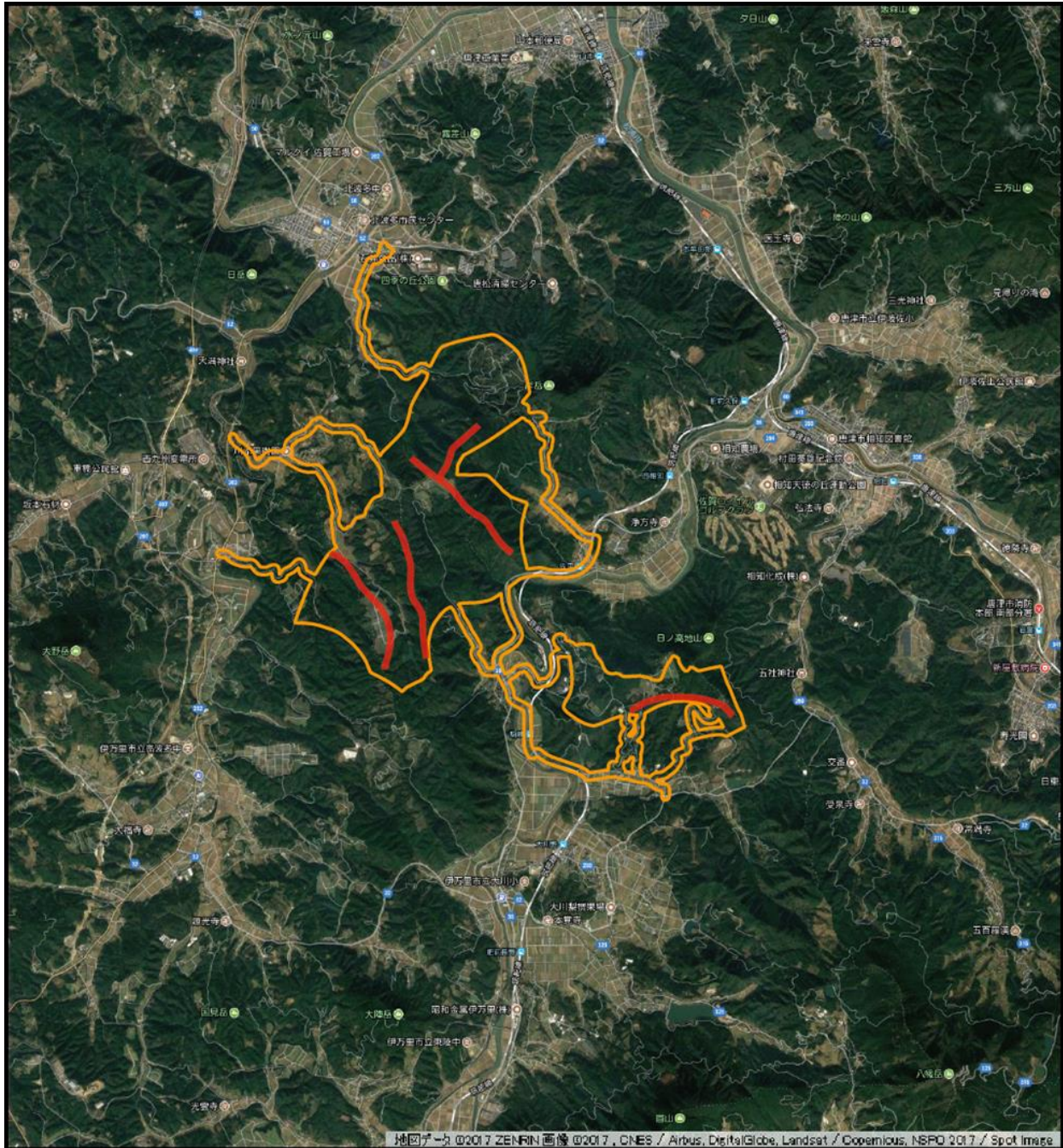
第 2.1-1 図(1) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況 (広域)







第 2.1-1 図(2) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況





地図データ ©2017 ZENRIN 画像 ©2017, CNES / Airbus, DigitalGlobe, Landsat / Copernicus, NSPO 2017 / Spot Image

凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲

1:75,000



第 2.1-1 図(3) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況（衛星写真）

## ○特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

### 1. 発電所の設備の配置計画

現段階における発電所の設備の配置計画は第 2.1-1 図のとおりである。

風力発電機の設置地点は、今後の現地調査の結果、関係機関並びに地権者との協議や許認可等を踏まえ決定するため、変更の可能性がある。そのため、現時点での配置計画は、風力発電機の設置を検討する範囲(風力発電機の設置予定範囲)を線状で示すこととした。

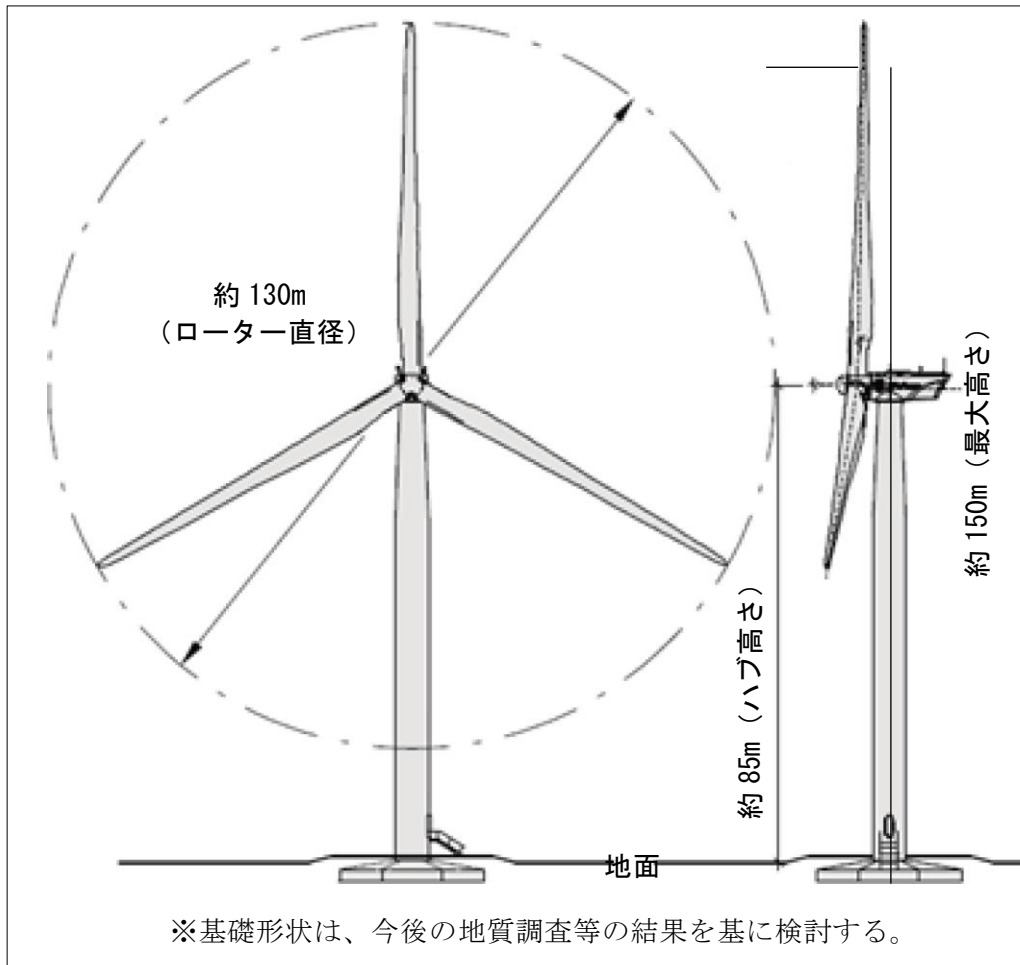
### 2. 発電機

設置する風力発電機の概要は第 2.1-1 表、外形図は第 2.1-2 図のとおりである。(基礎構造は、地質調査の結果をふまえて決定する。)

第 2.1-1 表 風力発電機の概要 (予定)

項目	諸元
定格出力	4,500kW 程度
全高	約 150m
ローター直径 (ブレードの回転直径)	約 130m
ハブ高さ (ブレードの中心の高さ)	約 85m
カットイン風速	3m/s
定格風速	13m/s
カットアウト風速	24m/s
定格回転数	15～19rpm
設置基数	12 基程度
耐用年数	20 年





第 2.1-2 図 風力発電機の外形図 (予定)

○特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(1) 工事概要

対象事業実施区域における主要な工事は、以下のとおりである。

- ・ 道路工事、造成・基礎工事等：機材搬入路及びアクセス道路整備、ヤード造成、基礎工事等
- ・ 据付工事：風力発電機据付工事（風力発電機輸送含む。）
- ・ 電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電所工事、建屋・電気工事、試験調整

(2) 工事工程

工事工程の概要は、第 2.1-2 表のとおりである。

建設工事期間：平成 32 年 8 月～平成 35 年 1 月（予定）

試験運転期間：平成 35 年 1 月～平成 35 年 3 月（予定）

営業運転開始：平成 35 年 4 月（予定）

第 2.1-2 表 工事工程（予定）

着工後の年数	1				2				3													
月数	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30											
項目	▼着工											営業運転開始▼										
主要工程	▼着工											営業運転開始▼										
道路工事	■																					
造成・基礎工事			■			■																
据付工事						■			■													
電気工事	■																					
試運転												■										

注：上記の工事工程は現時点の想定であり、今後変更される可能性がある。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況(以下「地域特性」という。)について、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

対象事業実施区域及びその周囲における主な地域特性は第 3-1 表、関係法令等による規制状況は第 3-2 表のとおりである。

第 3-1 表(1) 主な地域特性

環境要素の区分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域の近傍には唐津地域気象観測所及び伊万里地域気象観測所がある。唐津地域気象観測所における平成 28 年の気象概況は、平均気温は 17.1℃、年間降水量は 2,513.5mm、平均風速は 2.3m/s である。伊万里地域気象観測所における平成 28 年の気象概況は、平均気温は 16.7℃、年間降水量は 2,988.5mm、平均風速は 2.0m/s である。</li> <li>・ 対象事業実施区域の周囲の一般環境大気測定局(唐津、竹木場及び大坪)においては、二酸化いおう、二酸化窒素および浮遊粒子状物質は環境基準を達成しているが、微小粒子状物質及び光化学オキシダントは環境基準を達成していない。</li> <li>・ 対象事業実施区域の近傍である伊万里市の一般環境騒音はいずれの地点も環境基準を達成している。</li> <li>・ 対象事業実施区域の周囲における自動車騒音は、伊万里市で測定されており、瀬戸町中通で昼間 69.0 デシベル、夜間 62.2 デシベル、木須町で昼間 66.1 デシベル、夜間 58.8 デシベルであり、環境基準及び要請限度に適合している。</li> <li>・ 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動は、いずれの地点も要請限度を達成している。</li> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅等までの距離は約 0.5km、配慮が必要な施設までの距離は約 1.1km である。なお対象事業実施区域(既存道路部)の一部では、住宅が隣接している。</li> </ul>
水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域及びその周囲においては、一級河川の松浦川及び支川の徳須恵川をはじめ複数の河川が分布する。</li> <li>・ 対象事業実施区域の周囲の河川において、松浦川(久保橋及び荒瀬橋)、巖木川(山崎橋)及び徳須恵川(田中川合流点)の地点で水質測定が実施されており、平成 28 年度の生活環境項目の水質測定結果は、測定項目のうち大腸菌群数について環境基準値の超過がみられた。</li> <li>・ 対象事業実施区域及びその周囲において、巖木町岩屋の 2 本の井戸について概況調査が実施されており、平成 28 年度の測定結果は、テトラクロロエチレンで環境基準の超過がみられた。</li> </ul>

第 3-1 表 (2) 主な地域特性

環境要素の区分	主な地域特性
その他の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域は主に褐色森林土壌、黄色土壌及び乾性褐色森林土壌からなっている。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、砂岩及び砂岩・泥岩互層等が多く分布する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲において、重要な地形・地質はない。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲の大半は森林地域または農業地域である。</li> </ul>
動物植物生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周囲において、動物及び植物の重要な種（動物：ノレンコウモリ、ヒシクイ、オオタカ、ニホンイシガメ、カスミサンショウウオ、ベッコウトンボ等 植物：サクラジマイノデ、コバノチョウセンエノキ、チョウセンニワフジ、クロカミラン等）が確認されている。</li> <li>対象事業実施区域の環境類型の山地及び丘陵地の大部分は山地二次林及び植林地、谷底平野の大部分は水田雑草群落や果樹園からなる耕作地等である。山地自然林、湿原・湿生林等の分布はわずかに点在する程度である。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場として、岸岳のツクバネウツギ群落、ヤブツバキクラス域自然植生、鳥獣保護区、保安林が存在している。</li> </ul>
景観 人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、「岸岳」、「鶴殿窟」、「大陣岳」等がある。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、「鏡山」、「道の駅伊万里「ふるさと村」」、「蕨野の棚田」等がある。</li> <li>対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場としては、「アザメの瀬」、「志気の大シャクナゲ」等が挙げられる。</li> </ul>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度において、佐賀県内では産業廃棄物が 3,089 千トン発生し、このうち 73 千トンが最終処分されている。</li> <li>対象事業実施区域から 50km の範囲に、産業廃棄物の中間処理施設が 251 か所、最終処分場が 17 か所存在している。</li> </ul>
放射線の量	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周囲における、佐賀県による平成 27 年度の空間放射線量率 (nGy/h) の年平均は、山本局で 82nGy/h、相知局で 76nGy/h、松浦局で 79nGy/h である。</li> </ul>

第3-2表 関係法令等による規制状況

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			唐津市	伊万里市	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○
		農用地区域	○	○	○	○
都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	○	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
		県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○	○	○	○
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
		地域森林計画対象民有林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	

注：○；指定あり、×；指定なし

## 第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 4.1 環境影響評価の項目の選定

#### 4.1.1 環境影響評価の項目

第4.1-1表のとおり本事業に係る環境影響評価の項目を選定した。

第4.1-1表 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			土地又は工作物の存在及び供用		
			工事の実施	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			低周波音（超低周波音を含む。）					○
		振動	振動	○				
	水環境	水質	水の濁り			○		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
その他		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物						
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

注：1.  は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目であり、 は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第11」に示す放射性物質に係る参考項目である。

2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

#### 4.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由及びしない理由は、方法書本編「第6章 6.1 環境影響評価の項目の選定」を参照。

#### 4.2 調査、予測及び評価の手法の選定

##### 4.2.1 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目として選定した項目に係る調査、予測及び評価の手法は、第4.2-2表のとおりである。

##### 4.2.2 専門家等からの意見の概要

調査、予測及び評価の手法について、専門家等からの意見聴取を実施した。専門家等からの意見の概要及び事業者の対応は第4.2-1表のとおりである。

第4.2-1表(1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物 (哺乳類 (コウモリ))	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：大学教授】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類の調査方法としては、問題ない。理想としては、飛翔高度調査において、高高度のデータが記録できる風況観測塔を利用した調査を実施してほしい。</li> <li>・コウモリ類の調査時期としては、問題ない。注意として、捕獲調査においては、繁殖期は避けること。</li> <li>・飛翔力が強く、バットストライクの可能性が高いと言われる「オヒキコウモリ」は、佐賀県内で確認されていることから、文献リストに加えること。</li> <li>・坑跡や洞窟等の位置の確認は必ず実施し、見つければ、越冬期の利用も確認する必要がある。</li> <li>・飛翔高度調査による解析で気をつける点として、アブラコウモリとユビナガコウモリは識別が難しい。ユビナガコウモリは長距離飛翔型であり、バットストライクの可能性が高いので、注意が必要である。他にも、飛翔力があり、注意しないといけない種として、オヒキコウモリや生息の可能性があるヤマコウモリとヒナコウモリが挙げられる。</li> <li>・捕獲地点として、北側だけでは、確認不足である。南側の地区でも実施すべきである。</li> </ul>	<p>ご指摘頂いた事項にも留意し調査、予測及び評価を実施することとした。</p> <p>また、方法書3章にオヒキコウモリに関する記載を追加した。捕獲地点を南側の地区に追加した。</p>

第 4.2-1 表 (2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類）	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：地元研究会会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目、調査方法及び調査内容は妥当である。</li> <li>・調査時期について、妥当な設定である。ただし、昆虫類の一般採集調査の春季は4～5月が妥当である。</li> </ul> <p>[情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類、タヌキ、チョウセンイタチ、アナグマ、テンが見られる。タヌキよりもアナグマが多い印象がある。また、外来種のアライグマ、ハクビシンが生息する。</li> <li>・爬虫類、ニホンイシガメはほぼ全滅状態、リストの種は全て見られる。</li> <li>・両生類、カスミサンショウウオは、岸岳周辺の個体は流水性で2月に卵のうが見られる。トノサマガエルは徳須恵で見られる。ブチサンショウウオ、タゴガエル、ヤマアカガエル、カジカガエルは生息しない。</li> <li>・昆虫類、稗田川でヘビトンボ類が3種見られる。松浦川に流れ込む水路などでゲンバイトンボが見られる。ゲンジボタルは広い範囲で見られる。岸岳を挟み南北で生息する種に違いが見られる。例えば、北側ではミンミンゼミ（8月以降）やヒメハルゼミが見られる。</li> <li>・魚類、カワムツやヨシノボリ類、ドンコが見られるだろう。上流で見られるタカハヤは生息しない。</li> </ul>	ご指摘頂いた事項にも留意し調査、予測及び評価を実施することとした。

第 4.2-1 表 (3) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物（鳥類）	対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の生息状況等	<p>【所属：地元自然観察団体会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・唐津付近での渡りの定点場所は、海岸沿いの「鏡山」であり、海岸沿いに東西方向の飛翔が多く、松浦川に沿った（北西と南東方向）飛翔が見られる。対象事業実施区域付近を渡る様子は少ないと考えられる。</li> <li>・アカハラダカは、鏡山で秋に北から南への渡り飛翔が見られるが、対象事業実施区域付近では見られない。</li> <li>・ツル類は、対象事業実施区域や唐津周辺での渡りの飛翔は確認していない。飛来状況としては、対象事業実施区域北側の耕作地でナベヅルが一度観察された。鏡山の北側に広がる耕作地や松浦川の中洲、伊万里の長浜で越冬期に飛来する。</li> <li>・対象事業実施区域周辺のため池には、越冬するオシドリやカイツブリ、ホシハジロ、キンクロハジロなどが入っている。オシドリは7月下旬から1月上旬に飛来するが、繁殖はしない。</li> <li>・クマタカは生息しない。ハヤブサは対象事業実施区域周辺の岩棚で見かける。</li> <li>・サシバは、対象事業実施区域西側のスギ林で繁殖を確認している。</li> <li>・フクロウやアオバズク、ヨタカは周辺で声を聞いている。コミミズクは、建物に衝突死したのを確認している。</li> <li>・ササゴイやタマシギは、対象事業実施区域北側の河川や水路で見かける。</li> <li>・アカショウビンとサンコウチョウは、対象事業実施区域内で声を聞いた情報がある。</li> <li>・ミゾゴイやヤイロチョウは、確認されていない。</li> </ul>	ご指摘頂いた事項にも留意し現地調査を実施することとした。



第 4.2-1 表 (4) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物 (鳥類)	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：NPO 法人 県支部長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査手法、調査時期及び調査内容について、妥当な内容である。</li> <li>・サシバなどの夏鳥であれば、猛禽類調査は3月～11月で十分である。</li> <li>・ハヤブサは、崖つぶちで営巣している。</li> <li>・ハイタカやサシバは、繁殖している可能性がある。</li> <li>・オオタカは、越冬個体が多く、山よりも市街地で見かける。</li> <li>・ハチクマは、渡りの通過は多いが、繁殖個体は少ない。特に秋の渡りが多く、春の渡りは北部の島嶼部で少数を見かける程度である。</li> <li>・オオルリは、多い。キビタキは、増えてきている。サンコウチョウは、激減している。</li> <li>・外来種のガビチョウは、生息しているが、増えてきている感じはしない。ソウシチョウは、非常に多くなっている。</li> </ul>	ご指摘頂いた事項にも留意し現地調査を実施することとした。

第 4.2-1 表 (5) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
植物	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：地元研究会事務局長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査方法と調査内容について、妥当な内容といえる。</li> <li>・調査期間について、3季の実施は妥当な内容であるが、地域性を考えると、春季は4月、夏季は6～7月、秋季は9～10月が妥当な時期である。ただし、昔ながらの畑の畔や手入れのされている果樹園、あるいは溜池などでは、アマナやイヌセンブリなど里山に生育する種が確認される可能性があり、アマナは早春の3月、イヌセンブリは晩秋の10月下旬～11月上旬に調査されることを提案する。なお、イヌセンブリは溜池内の明るい湿地に生育するが、コンクリート護岸されていない土手の出水口付近に確認されることもある。</li> <li>・ため池ごとに調査を行い、植物相の整理することを提案する。南側の溜池ではノタヌキモの生育を確認している。</li> </ul>	ご指摘頂いた事項にも留意し現地調査を実施することとした。

第 4.2-2 表(1) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	1.調査すべき項目 (1) 気象の状況 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 (3) 交通量の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に準拠して、地上気象（風向・風速）を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス一般交通量調査」（国土交通省、平成 29 年）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 気象の状況 【現地調査】 「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置（大気質）」に示す一般環境地点とする。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。 【現地調査】 「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置（大気質）」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 1 及び沿道 2）とする。	工事関係車両の主要な走行ルートの沿道地点を対象とした。

第 4.2-2 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【現地調査】 4 季各 1 週間の連続調査を行う。</p> <p>(2) 窒素酸化物の濃度の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ期間とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間(6 時~22 時)に各 1 回行う。</p>	工事関係車両の走行時における窒素酸化物の状況を把握できる時期及び期間とした。
				<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年)に基づく大気拡散式(ブルーム・パフ式)を用いた数値計算結果(年平均値)に基づき、工事用資材等の搬出入に伴う二酸化窒素の濃度(日平均値の年間 98% 値)を予測する。</p>	一般的に窒素酸化物の予測で用いられている手法とした。
				<p>7.予測地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とする。</p>	工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
				<p>8.予測地点</p> <p>「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点(沿道 1 及び沿道 2)とする。</p>	工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
				<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、工事関係車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>	工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。
				<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「気象庁 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)等に準拠して、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	一般的な手法とした。	
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。	
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲の気象官署等とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点(一般)とする。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。</p>	対象事業実施区域周囲の環境を代表する地点とした。	

第 4.2-2 表 (4) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とする。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況 【現地調査】 4季各1週間の連続調査を行う。</p>	建設機械の稼働時における窒素酸化物の状況を把握できる時期及び期間とした。
				<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(公害研究対策センター、平成12年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算結果(年平均値)に基づき、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の濃度(日平均値の年間98%値)を予測する。</p>	一般的に窒素酸化物の予測で用いられている手法とした。
				<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
				<p>8.予測地点</p> <p>「第4.2-1図(2) 大気環境の調査位置(騒音、振動、低周波音)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の6地点(騒音1~6)とする。</p>	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
				<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
				<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表 (5) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	工事用資材等の搬出入	1.調査すべき項目 (1) 気象の状況 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 (3) 交通量の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【現地調査】 「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠して、地上気象(風向・風速)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「環境測定分析法注解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年)に定められた方法により、粉じん等 (降下ばいじん) を測定し、調査結果の整理を行う。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス一般交通量調査) (国土交通省、平成 29 年) 等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	粉じん等に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 気象の状況 【現地調査】 「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す一般環境地点とする。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。 【現地調査】 「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点 (沿道 1 及び沿道 2) とする。	工事関係車両の主要な走行ルートの沿道地点を対象とした。

第 4.2-2 表 (6) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	大気質	粉じん等 工事用資材等の搬出入	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【現地調査】 4 季各 1 週間の連続調査を行う。</p> <p>(2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 4 季各 1 か月間の連続調査を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間 (6 時~22 時) に各 1 回行う。</p>	<p>工事関係車両の走行時における粉じん等の状況を把握できる時期及び期間とした。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」 (国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年) に基づき、降下ばいじん量を定量的に予測する。</p>	<p>一般的に粉じん等の予測で用いられている手法とした。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点 (沿道 1 及び沿道 2) とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、工事関係車両による土砂粉じんの排出量が最大となる時期とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 降下ばいじん量の参考値である 10 t/(km<sup>2</sup>・月)を目標値として設定し、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	<p>「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。</p>

第 4.2-2 表 (7) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	建設機械の稼働	1.調査すべき項目 (1) 気象の状況 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「気象庁 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠して、地上気象(風向・風速)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「環境測定分析法注解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年)に定められた方法により、粉じん等 (降下ばいじん) を測定し、調査結果の整理を行う。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	粉じん等に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周囲の気象官署とする。 【現地調査】 「第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点 (一般) とする。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。	対象事業実施区域周囲の環境を代表する地点とした。



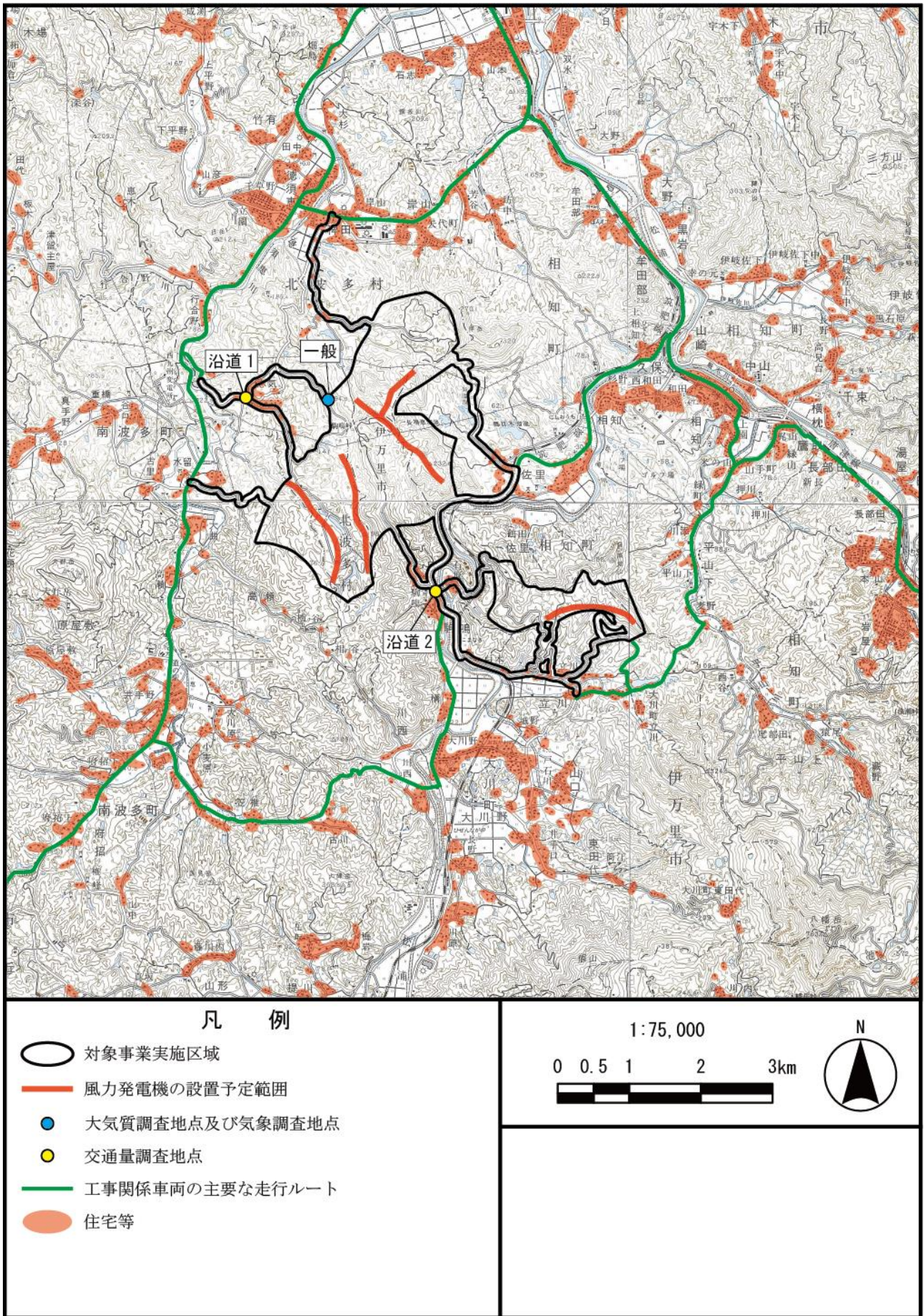
第 4.2-2 表 (8) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	大気質	粉じん等 建設機械の稼働	5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とする。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 4季各1か月間の連続調査を行う。	建設機械の稼働時における粉じん等の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年) に従い、降下ばいじん量を定量的に予測する。	一般的に粉じん等の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置 (騒音、振動、低周波音)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点 (騒音 1~6) とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働による土砂粉じんの排出量が最大となる時期とする。	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 降下ばいじん量の参考値である 10 t/(km <sup>2</sup> ・月)を目標値として設定し、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表 (9) 交通量、窒素酸化物及び粉じん調査地点の設定根拠

調査地点	設定根拠
交通量調査地点 (沿道 1)	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
交通量調査地点 (沿道 2)	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
大気質調査地点 (一般)	対象事業実施区域及びその周囲の代表し、周囲が開けている地点とした。





第 4.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)



第 4.2-2 表(10) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>(4) 交通量の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に基づいて等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>住宅地図等により情報を収集し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>現地を踏査し、周囲の建物等の状況を調査する。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、目視による確認及びメジャーによる測定を行う。</p> <p>(4) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省、平成 29 年）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p>	一般的な手法とした。
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p>	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音、振動、低周波音）」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 1 及び沿道 2）とする。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(4) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートの沿道地点を対象とした。

第 4.2-2 表(11) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	工事用資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 道路交通騒音の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間（6時～22時）に各1回実施する。 (2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。 (3) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。 (4) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間と同様とする。	工事関係車両の走行時における騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ RTN-Model 2013）」により、等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）を予測する。	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する工事関係車両の主要な走行ルート沿いの2地点（沿道1及び沿道2）とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の小型車換算交通量*の合計が最大となる時期とする。	工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 道路交通騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

\* 小型車換算交通量とは、大型車1台の騒音パワーレベルが小型車4.47台に相当する（ASJ RTN-Model2013:日本音響学会 参照）ことから、大型車1台を小型車4.47台として換算した交通量である。

第 4.2-2 表(12) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 建設機械の稼働	1.調査すべき項目 (1) 環境騒音の状況 (2) 地表面の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）に基づいて等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）の測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音、振動、低周波音）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）とする。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。

第 4.2-2 表(13) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	建設機械の稼働	5.調査期間等 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 平日の昼間（6時～22時）に1回実施する。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。	建設機械の稼働時における騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している「建設工事騒音の予測計算モデル（ASJ CN-Model 2007）」により、等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）を予測する。	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 環境騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の6地点（騒音1～6）とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 建設機械の稼働による騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表(14) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音	施設の稼働	1.調査すべき項目 (1) 環境騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 風況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づいて昼間及び夜間の等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）及び時間率騒音レベル（ $L_{A90}$ ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 また、参考として気象の状況（地上高 1.5m 地点の温度、湿度、風向及び風速）についても調査する。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。 (3) 風況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域内に設置している風況観測塔のデータまたは最寄の地域気象観測所のデータから、「(1)環境騒音の状況」の調査期間における風況を整理する。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音、振動、超低周波音）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）とする。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (3) 風況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域内の 1 地点（風況観測塔）または最寄の地域気象観測所とする。	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。
				5.調査期間等 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 2 季について、各 72 時間測定を 1 回実施する。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中に 1 回実施する。 (3) 風況 【文献その他の資料調査】 「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中とする。	騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。

第 4.2-2 表(15) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	施設の稼働	<p>6.予測の基本的な手法 音源の形状及び騒音レベル等を設定し、音の伝搬理論式により騒音レベルを予測する。 なお、空気減衰としては、JIS Z 8738「屋外の音の伝搬における空気吸収の計算」(ISO9613-1)に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の平均的な気象条件時に加え、空気吸収による減衰が最小となるような気象条件時を選定する。</p>	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			<p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			<p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 環境騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の6地点(騒音1~6)とする。</p>	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			<p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。</p>	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			<p>10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 施設の稼働による騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準及び風車騒音に関する指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年））について、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。



第 4.2-2 表(16) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	騒音及び超低周波音	低周波音（超低周波音を含む。）	施設の稼働	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に定められた方法により G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。</p>	一般的な手法とした。	
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	低周波音（超低周波音を含む。）に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。	
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音、振動、低周波音）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）とする。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。	
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>2 季について、各 72 時間測定を 1 回実施する。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」の調査期間中に 1 回実施する。</p>	低周波音（超低周波音を含む。）の状況を把握できる時期及びとした。	
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>音源の形状及びパワーレベル等を設定し、音の伝搬理論式により G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルを予測する。</p> <p>なお、回折減衰、空気吸収による減衰は考慮しないものとする。</p>	一般的に低周波音（超低周波音を含む。）の予測で用いられている手法とした。	

第 4.2-2 表(17) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音（超低周波音を含む。）	施設の稼働	7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）とする。	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 施設の稼働による低周波音（超低周波音を含む。）に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 ① 「超低周波音を感じる最小音圧レベル」との比較 超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル（ISO-7196）と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。 ② 「建具のがたつきが始まるレベル」との比較 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に記載される「建具のがたつきが始まるレベル」と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。 ③ 「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較 文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の整理・心理的影響と評価に関する研究班『昭和 55 年度報告書 1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表(18) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	振動	振動	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>(4) 地盤の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（<math>L_{10}</math>）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、目視による確認及びメジャーによる測定を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス一般交通量調査）」（国土交通省、平成 29 年）等による情報を収集し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づき、地盤卓越振動数を測定する。</p>	一般的な手法とした。
				<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p>	振動に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音、振動、低周波音）」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 1 及び沿道 2）とする。</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道地点を対象とした。

第 4.2-2 表(19) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

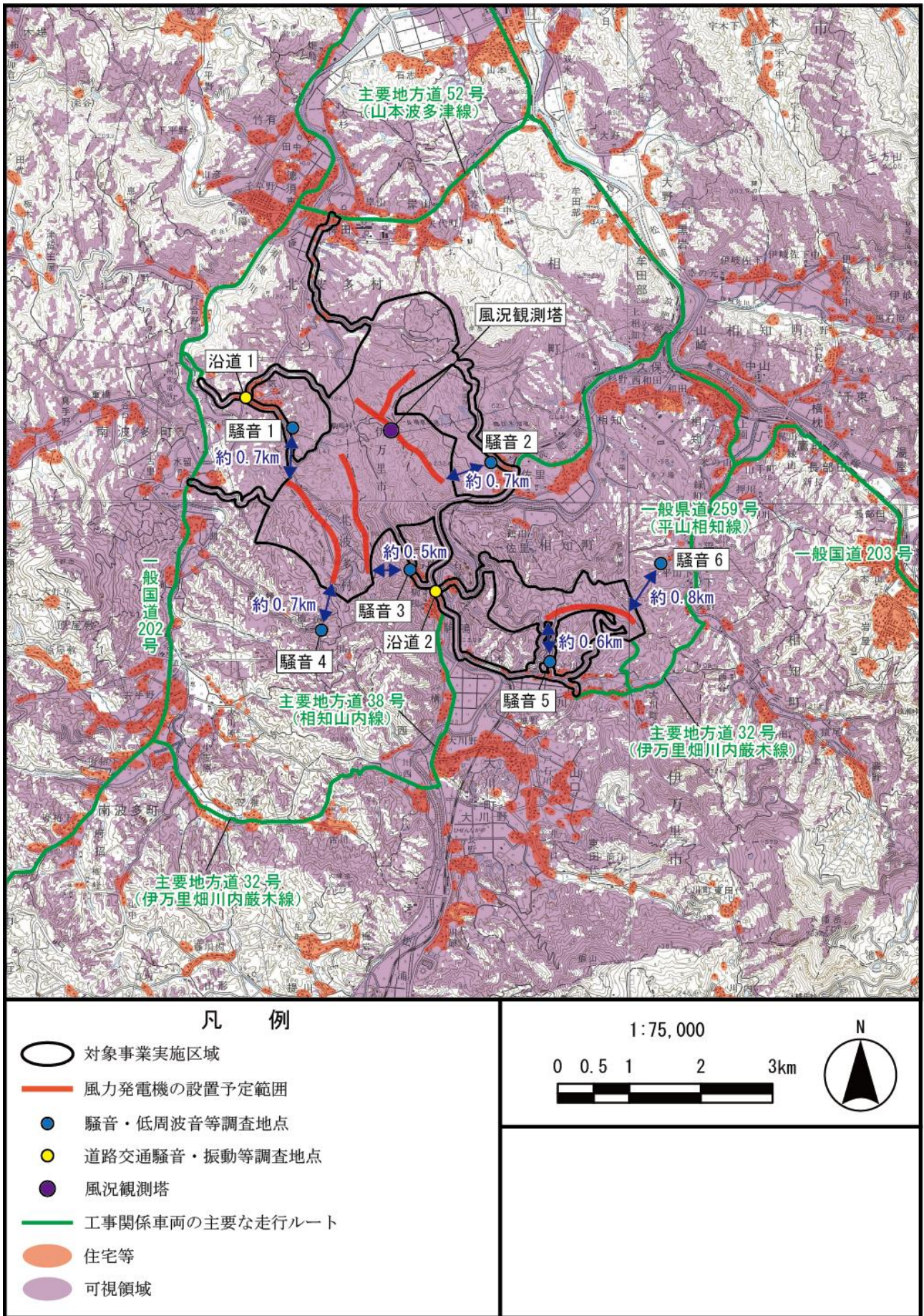
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	振動	振動 工事用資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の 6 時～22 時に各 1 回実施する。 (2) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間中に 1 回実施する。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間と同様とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間中に 1 回実施する。	工事関係車両の走行時における振動の状況を把握できる時期及び期間とした。	
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づき、時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）を予測する。		一般的に振動の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とする。		工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通振動の状況」と同じ、現地調査を実施する工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 1 及び沿道 2）とする。		工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の等価交通量*の合計が最大となる時期とする。		工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 道路交通振動に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の要請限度と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。		「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

\*等価交通量とは、小型車両に比べて大型車両の方が振動の影響が大きいことを踏まえ、「旧建設省土木研究所の提案式」を参考に、「大型車 1 台＝小型車 13 台」の関係式で小型車相当に換算した交通量である。

第 4.2-2 表(20) 騒音及び超低周波音、振動調査地点の設定根拠

影響要因の区分	調査地点	設定根拠
工事用資材等の搬出入	沿道 1	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
	沿道 2	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
建設機械の稼働 施設の稼働	騒音 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>
	騒音 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>
	騒音 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>
	騒音 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>
	騒音 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>
	騒音 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置位置に近い地域とした。</li> <li>・ 調査機器の設置の了承を得られた地点とした。</li> <li>・ 風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。</li> </ul>





第 4.2-1 図(2) 大気環境の調査位置 (騒音、振動、低周波音)



第 4.2-2 表 (21) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	1.調査すべき項目 (1) 浮遊物質量の状況 (2) 流れの状況 (3) 土質の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) に定められた方法に基づいて浮遊物質量を測定し、調査結果の整理を行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 JIS K 0094 に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行う。 (3) 土質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験(試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降実験は JIS M 0201 に準拠する。)を行い、調査結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。	水の濁りに係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。 【現地調査】 「第 4.2-2 図(1) 水環境の調査位置(水質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 10 地点(水質 1~10)とする。 (2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 浮遊物質量の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (3) 土質の状況 【現地調査】 「第 4.2-2 図(2) 水環境の調査位置(土質)」に示す対象事業実施区域内の 3 地点(土質 1~3)とする。	調査地域を代表する地点とした。

第 4.2-2 表 (22) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

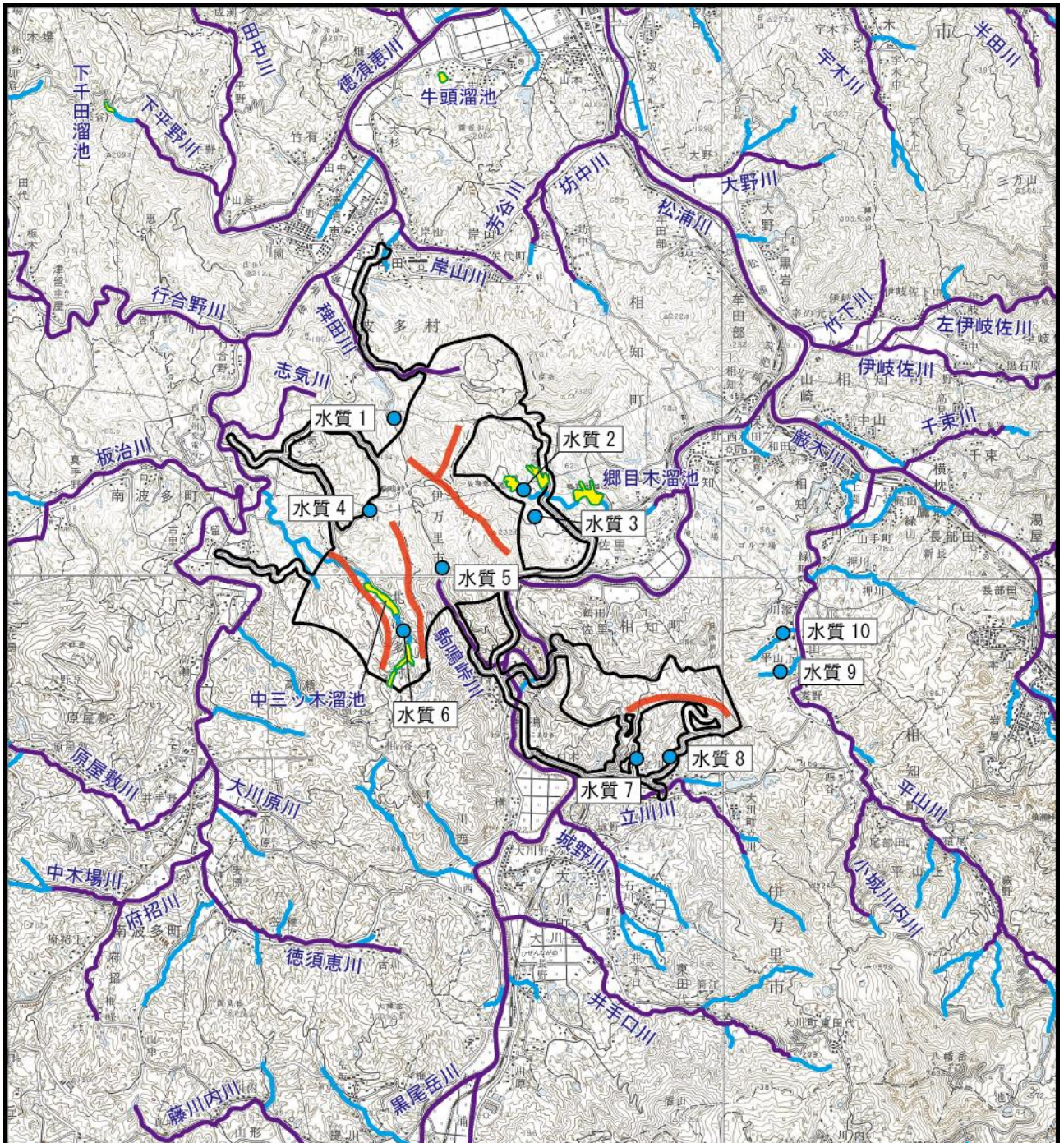
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
水環境	水質	造成等の施工による一時的な影響	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 4 季の平水時に各 1 回行う。 以下「6.予測の基本的な手法」において、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川において降雨時調査を 1 回実施する。</p> <p>(2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 浮遊物質量の状況」の現地調査と同日に行う。</p> <p>(3) 土質の状況 【現地調査】 土壌の採取は 1 回行う。</p>	造成等の施工時における水の濁りの状況を把握できる時期及び期間とした。
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（面整備事業環境影響評価研究会、平成 11 年）に基づき、水面積負荷より沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質量を予測する。次に、沈砂池の排水に関して、土壌浸透に必要な距離を、Trimble &amp; Sartz（1957）が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に定性的に予測し、沈砂池からの排水が河川へ流入するかどうかを推定する。 沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川について「5.調査期間等」に示す調査を実施し、その結果を踏まえて完全混合モデルにより浮遊物質量を予測する。</p>	一般的に水の濁りの予測で用いられている手法とした。
			<p>7.予測地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。
			<p>8.予測地点</p> <p>対象事業実施区域内において設置する沈砂池の排水口が集水域に含む河川。</p>	造成等の施工による一時的な影響が想定される地点とした。
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、造成裸地面積が最大となる時期とする。</p>	造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 水の濁りに関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。









第 4.2-2 表 (23) 水質調査地点の設定根拠

調査地点		設定根拠
浮遊物質 及び流れの 状況	水質 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する溜池である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する溜池である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する溜池である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する溜池である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。</li> <li>・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
土質の状況	土質 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表層地質は砂岩・泥岩互層である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> <li>・ 対象事業実施区域の北側の区域とした。</li> </ul>
	土質 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表層地質は砂岩である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> <li>・ 対象事業実施区域の中央の区域とした。</li> </ul>
	土質 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表層地質は砂岩である。</li> <li>・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> <li>・ 対象事業実施区域の南側の区域とした。</li> </ul>





凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  一級河川
-  普通河川
-  溜池等
-  水質調査地点

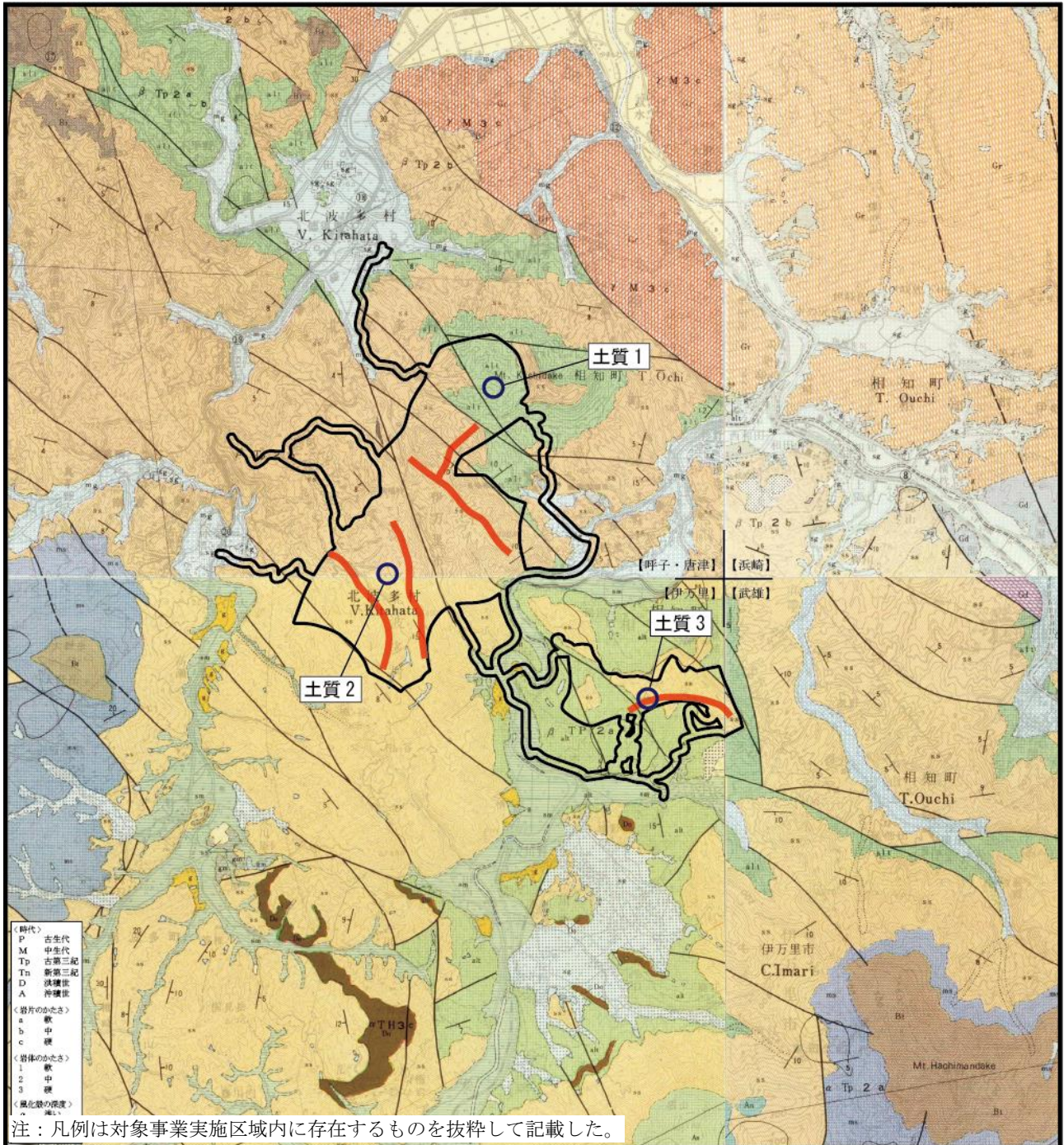
1:75,000

0 0.5 1 2 3km

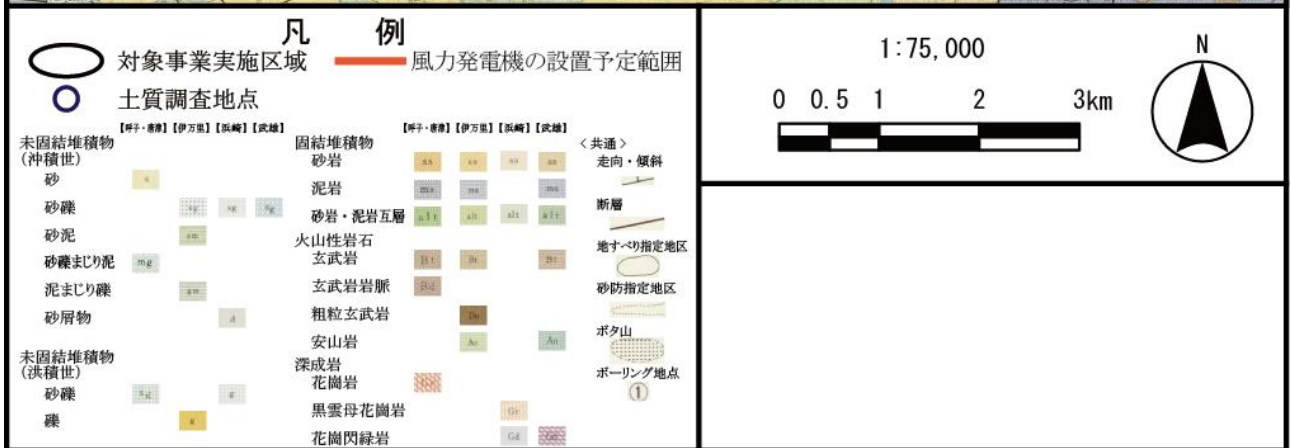


第 4.2-2 図(1) 水環境の調査位置 (水質)





注：凡例は対象事業実施区域内に存在するものを抜粋して記載した。



第 4.2-2 図 (2) 水環境の調査位置 (土質)

第 4.2-2 表(24) 調査、予測及び評価の手法（その他の環境 風車の影）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
その他の環境	風車の影	施設の稼働	1.調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 地形図、住宅地図等により情報を収集し、当該情報の整理を行う。 【現地調査】 現地を踏査し、土地利用や地形、建物の配置や植栽等の状況を把握する。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	風車の影に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 調査地域内の風力発電機の配置に近い住宅等とする。	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 年1回の調査とし、土地利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期とする。	風力発電機の稼働による風車の影の状況を把握できる時期とした。
			6.予測の基本的な手法 太陽の高度・方位及び風力発電機の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間（等時間日影図）を、シミュレーションにより定量的に予測する。	一般的に風車の影の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 各風力発電機から2kmの範囲*とする。	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 予測地域内の住宅等とする。	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 全ての風力発電機が定格出力で運転している時期とする。 なお、予測は、年間、冬至、夏至及び春分・秋分とする。	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行う場合にはその結果を踏まえ、対象事業の実施に係る風車の影に関する影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。なお、国内には風車の影が重大な影響を与えるという事に関する目標値や指針値等が無いことから、ドイツの指針値である「実際の気象条件等を考慮しない場合、年間30時間かつ1日最大30分を超えない」を参照値とし、この値を満たすように環境影響を回避又は低減するための環境保全措置の検討がなされているかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

\* 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）における、海外のアセス事例の予測範囲より最大値を設定した。



第 4.2-2 表 (25) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。） 造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の影響 施設の稼働	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」（環境庁、平成 16 年）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行う。</p> <p>①哺乳類 フィールドサイン調査 捕獲調査（シャーマントラップ）及び自動撮影調査 コウモリ類捕獲調査 コウモリ類入感状況調査 コウモリ類音声モニタリング調査 ※コウモリ類については、ねぐらとして利用される可能性のある廃坑跡や洞窟等の位置の情報収集に努める。</p> <p>②鳥類 a.鳥類 ポイントセンサス法による調査、任意観察調査 b.希少猛禽類の生息状況 定点観察法による調査 c.鳥類の渡り時の移動経路 定点観察法による調査</p> <p>③爬虫類 直接観察調査</p> <p>④両生類 直接観察調査</p> <p>⑤昆虫類 一般採集調査、ベイトトラップ法による調査、ライトトラップ法による調査</p> <p>⑥魚類 捕獲調査</p> <p>⑦底生動物 定性採集調査</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「佐賀県レッドリスト 2003」（佐賀県、平成 16 年）等による情報の収集並びに該当資料の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行う。</p>	<p>環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。</p> <p>一般的な手法とした。</p>

第 4.2-2 表 (26) 調査、予測及び評価の手法 (動物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	動物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
		地形変化及び施設が存在	
		施設の稼働	
		<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>※現地調査の動物の調査範囲は「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年)では対象事業実施区域から 250m 程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」(建設省都市局都市計画課、平成 11 年)では同区域から 200m 程度が目安とされており、これらを包含する 300m 程度の範囲とした。猛禽類については、「猛禽類保護の進め方 (改訂版)」にて、クマタカの非営巣期高利用域の半径 1.5km 程度、オオタカの 1.0~1.5km を包含する 1.5km 程度の範囲とした。また、魚類及び底生動物については、対象事業実施区域及びその周囲の河川や池とした。</p>	
		<p>4.調査地点</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 4.2-3 図(1)~(7) 動物の調査位置及び調査範囲」に示す対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査の調査地点に準じる。渡り鳥、希少猛禽類については、対象事業実施区域の上空を含めて広範囲に飛翔する可能性があることから、同区域から約 1.5km 程度の範囲内とする。</p>	動物の生息環境を網羅する地点又は経路とした。
		<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>①哺乳類</p> <p>フィールドサイン調査：春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。</p> <p>捕獲調査 (シャーマントラップ) 及び自動撮影調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>コウモリ類捕獲調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>コウモリ類入感状況調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>コウモリ類音声モニタリング調査：夏~秋に 3 回実施する。</p> <p>②鳥類</p> <p>a.鳥類</p> <p>ポイントセンサス法による調査：春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。</p> <p>任意観察調査：春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。</p> <p>b.希少猛禽類の生息状況</p> <p>繁殖期と非繁殖期を含めた 3~11 月に各月 1 回 3 日間程度の調査を基本とする。</p> <p>c.鳥類の渡り時の移動経路</p> <p>春 (3~5 月) 及び秋 (9~11 月) の各月 3 日間に実施する。</p>	動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした。

第 4.2-2 表 (27) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした。
		地形変化及び施設の存在	
		施設の稼働	
		③爬虫類 春、夏、秋の3季に実施する。 ④両生類 春、夏、秋の3季に実施する。 ⑤昆虫類 一般採集調査：春、夏、秋の3季に実施する。 ベイトトラップ法による調査：春、夏、秋の3季に実施する。 ライトトラップ法による調査：夏の1季に実施する。 ⑥魚類 春の1季に実施する。 ⑦底生動物 春の1季に実施する。 ※調査月については春（3～5月）、夏（6～8月）、秋（9～11月）、冬（12～2月）とする。 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査の調査期間に準じる。	
		6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布又は生息環境の改變の程度を把握した上で、重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測する。特に、鳥類の衝突の可能性に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）等に基づき、定量的に予測する。	
7.予測地域 調査地域のうち、重要な種が生息する地域及び注目すべき生息地が分布する地域とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響が想定される地域とした。		
8.予測対象時期等 (1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形変化及び施設の存在、施設の稼働 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。		
9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び注目すべき生息地に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。		

第 4.2-2 表 (28) 調査、予測及び評価の手法 (動物)

項目	調査手法	内容
哺乳類	フィールドサイン調査	調査範囲を踏査し、生息個体の足跡、糞、食痕等の痕跡 (フィールドサイン) を確認し、その位置を記録する直接観察及び生活痕跡、死体等の確認により出現種を記録する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。
	捕獲調査	各調査地点にシャーマントラップを 20 個、約 10m おきに設置し、フィールドサイン調査では確認し難いネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する。なお、生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~3 地点の計 12 地点を設定した。
	自動撮影調査	調査範囲に出現する哺乳類がけもの道として利用しそうな林道や作業道に無人センサーカメラを設置し、けもの道を利用する動物を確認する。
	コウモリ類調査	捕獲調査
入感状況調査		調査地点において立ち入り可能な時間帯にバットディテクターを使用し、調査範囲内におけるコウモリ類の生息の有無を確認する。
音声モニタリング調査		コウモリ類のエコロケーションパルスを可視化できるバットディテクター (Song Meter SM4BAT FS、Wildlife Acoustics 社製 等) 及び適宜、エクステンションケーブルと外付けマイクを用いて、高高度の録音調査を 4 地点で実施する。1 地点は風況観測塔を活用し、マイクを 55m と 15m の 2 カ所に、残りの 3 地点は樹高棒を活用し、概ね 5~10m 及び樹冠部の 2 か所の高さに設置する。調査期間は各回 1 週間連続とする。
鳥類	ポイントセンサス法による調査	設定したポイントにおいて、15 分間の観察を実施し、周囲半径 25m 内に出現する鳥類を直接観察、鳴き声等により確認し、種名、個体数、確認位置、確認高度、生息環境等を記録する。調査時間は早朝から数時間とし、各ポイント 2 日間実施する。なお、生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~5 地点の計 16 地点を設定した。
	任意観察調査	調査範囲を踏査し、出現した種名を記録する。適宜周辺環境に応じて任意踏査を実施する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。
猛禽類	定点観察法による調査	定点の周囲に生息する希少猛禽類の確認状況や採餌、採餌行動、飛翔高度等を記録する。また、営巣の状況についても記録する。
渡り鳥	定点観察法による調査	日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に、調査定点付近を通過する猛禽類、小鳥類等の渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する。
爬虫類・両生類	直接観察調査	調査範囲を踏査し、爬虫類及び両生類の直接観察、抜け殻、死骸等の確認により、出現種を記録する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。なお、両生類に関する調査では、繁殖に適した場所を任意で探索し、位置、確認種等を記録する。
昆虫類	一般採集調査	調査範囲を踏査し、直接観察法、スウィーピング法、ビーティング法等の方法により採集を行う。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された昆虫類は基本的に室内で検鏡・同定する。
	ベイトトラップ法による調査	調査地点において、誘引物をプラスチックコップ等に入れ、口が地表面と同じになるように埋設し、地表徘徊性の昆虫類を捕獲する。採集された昆虫類は室内で検鏡・同定する。なお、生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~3 地点の計 12 地点を設定した。
	ライトトラップ法による調査	調査地点において、ブラックライトを用いた捕虫箱 (ボックス法) を設置し、夜行性の昆虫を誘引し、採集する。捕虫箱は夕方から日没時にかけて設置し、翌朝回収する。採集された昆虫類は室内で検鏡・同定する。なお、環境類型及び植生区分を代表する地点として 5 地点を設定する。
魚類	捕獲調査	特別採捕許可を取得し、投網、さで網、たも網、定置網等による捕獲調査を実施する。
底生動物	定性採集調査	石礫の間や下、砂泥、落葉の中、抽水植物群落内等、様々な環境を対象とし、たも網等を用いて採集を行う。



第 4.2-2 表 (29) 哺乳類調査地点設定根拠  
(小型哺乳類捕獲調査・自動撮影調査)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
・小型哺乳類捕獲調査 (シャーマントラップ) ・自動撮影調査	ST1	草地 (水田雑草群落)	主に水田などの湿性の草地環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST2	草地 (畑雑草群落)	主に畑などの乾性の草地環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST3	樹林 (アカメガシワーカラスザンショウ群落)	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST4	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に谷沿いにある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST5	樹林 (シイ・カシ二次林)	主に尾根上にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST6	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に尾根上にある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST7	草地 (畑雑草群落)	主に畑などの乾性の草地環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST8	樹林 (果樹園)	主に果樹園の環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST9	草地 (開放水域)	主に水域の周辺の湿性の草地環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST10	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に山腹にある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST11	樹林 (シイ・カシ二次林)	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。
	ST12	樹林 (常緑果樹園)	主に果樹園の環境に生息する小型哺乳類を確認するために設定した。

注：1. 環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例 (第 4.2-2 表(40)) に従った。

2. 生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~3 地点の計 12 地点を設定した。

第 4.2-2 表 (30) 哺乳類調査地点設定根拠 (コウモリ類生息状況調査)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
捕獲調査 (ハープロップ)	HT1	樹林 (アカメガシワーカラスザンショウ群落)	山腹の広葉樹林に囲まれた林道で、山腹を飛翔するコウモリ類を確認するために設定した。
	HT2	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	谷沿いの広葉樹林と植林に囲まれた林道で、北西側に池へ行き来するコウモリ類を確認するために設定した。
	HT3	樹林 (シイ・カシ二次林)	山腹の広葉樹林に囲まれた林道で、山腹の果樹園と樹林とを行き来するコウモリ類を確認するために設定した。
音声モニタリング調査 (①風況観測塔・ ②樹高棒)	JT1(②)	樹林 (アカメガシワーカラスザンショウ群落)	谷沿いの樹林地で飛翔するコウモリ類の状況を確認するために設定した。
	JT2(①)	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	尾根上の樹林地で飛翔するコウモリ類の状況を確認するために設定した。
	JT3(②)	樹林 (シイ・カシ二次林)	谷沿いの樹林地で飛翔するコウモリ類の状況を確認するために設定した。
	JT4(②)	樹林 (シイ・カシ二次林)	尾根上の樹林地で飛翔するコウモリ類の状況を確認するために設定した。

注：環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例 (第 4.2-2 表(40)) に従った。

第 4.2-2 表(31) 鳥類調査地点設定根拠 (ポイントセンサス法)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
ポイントセンサス法	P1	草地 (クズ群落)	対象事業実施区域北部の草地に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P2	樹林 (シイ・カシ二次林)	対象事業実施区域北部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P3	樹林 (アカメガシワーカーラスザンショウ群落)	対象事業実施区域北部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P4	樹林 (果樹園)	対象事業実施区域北部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P5	樹林 (シイ・カシ二次林)	対象事業実施区域中央部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P6	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	対象事業実施区域中央部の谷沿いの針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P7	樹林 (シイ・カシ二次林)	対象事業実施区域中央部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P8	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P9	草地 (水田雑草群落)	対象事業実施区域中央部の水田に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P10	草地 (畑雑草群落)	対象事業実施区域中央部の畑に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P11	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P12	樹林 (果樹園)	対象事業実施区域中央部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P13	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P14	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	対象事業実施区域南東部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P15	樹林 (果樹園)	対象事業実施区域南東部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P16	樹林 (シイ・カシ二次林)	対象事業実施区域南東部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。

注：1. 環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例 (第 4.2-2 表(40)) に従った。

2. 生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~3 地点の計 12 地点を設定した。

第 4.2-2 表(32) 昆虫類調査地点設定根拠 (ライトトラップ法・ベイトトラップ法)

調査方法		調査地点	環境 (植生)	設定根拠
ベイト トラップ法	ライト トラップ法			
○	○	K1	草地 (水田雑草群落)	主に水田などの湿性の草地環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K2	草地 (畑雑草群落)	主に畑などの乾性の草地環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K3	樹林 (アカメガシワ・カラスザンショウ群落)	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K4	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に谷沿いにある針葉樹の人工林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K5	樹林 (シイ・カシ二次林)	主に尾根上にある広葉樹の樹林環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K6	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に尾根上にある針葉樹の人工林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K7	草地 (畑雑草群落)	主に畑などの乾性の草地環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K8	樹林 (果樹園)	主に果樹園の環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K9	草地 (開放水域)	主に水域の周辺の湿性の草地環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K10	樹林 (スギ・ヒノキ・サワラ植林)	主に山腹にある針葉樹の人工林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K11	樹林 (シイ・カシ二次林)	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K12	樹林 (常緑果樹園)	主に果樹園の環境に生息する昆虫類を確認するために設定した。

注：1. 環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例 (第 4.2-2 表(40)) に従った。

2. 生態系の餌資源調査を兼ねた調査のため、環境類型と植生区分の面積に応じて 1~3 地点の計 12 地点を設定した。

第 4.2-2 表(33) 魚類及び底生動物調査地点設定根拠

調査方法	調査地点	設定根拠
捕獲調査及び定性採集 調査	W1	対象事業実施区域北部の西側と北側の水が集水する溜池の上流側に設定した。
	W2	対象事業実施区域北部の東側の水が集水する溜池の上流側に設定した。
	W3	対象事業実施区域中央部の西側の水が集水する河川上に設定した。
	W4	対象事業実施区域中央部の西側の水が集水する溜池の上流側に設定した。
	W5	対象事業実施区域中央部の中央から南へ水が集水する河川上に設定した。
	W6	対象事業実施区域中央部の中央から南へ水が集水する河川上に設定した。
	W7	対象事業実施区域南東部の水が集水する河川上に設定した。
	W8	対象事業実施区域南東部の水が集水する溜池の上流側に設定した。

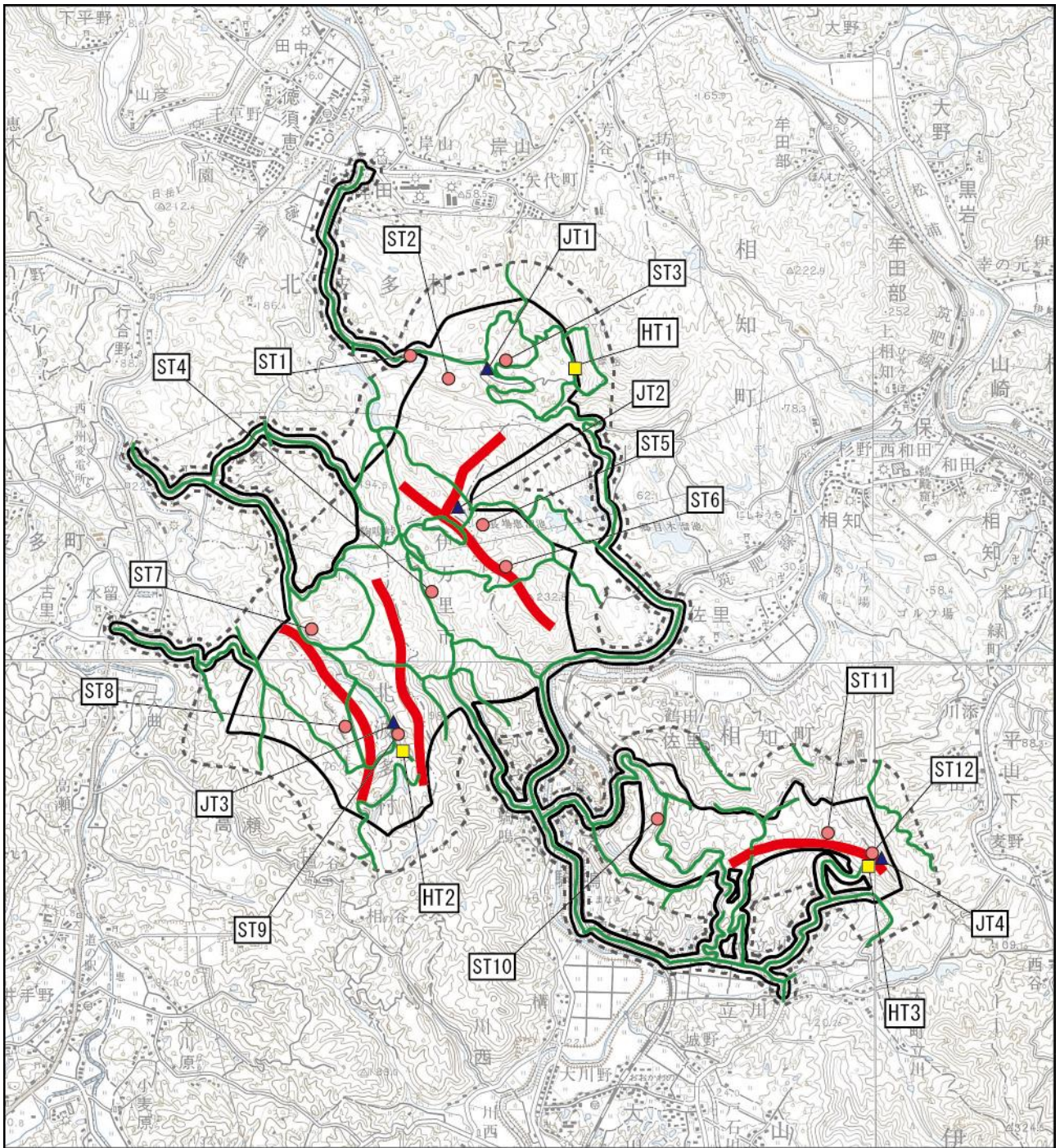
第 4.2-2 表 (34) 鳥類調査地点設定根拠 (希少猛禽類調査)

調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	St.1	対象事業実施区域北部を北側から望むため、南斜面となる視野の開けた場所を設定した。
	St.2	岸岳の北側を北側から望むため、南西から南に視野の開けた貯水池堤防上を設定した。
	St.3	対象事業実施区域北部の西側を望むため、丘陵地上で視野がほぼ 360 度開けた畑地の中を設定した。
	St.4	対象事業実施区域北部と岸岳の西側を望むため、北西から東に視野の開けた林道上を設定した。
	St.5	対象事業実施区域北部の東側を望むため、北東以外に視野の開けた耕作地上を設定した。
	St.6	対象事業実施区域中央部の西側を望むため、谷内ではあるものの視野の広い耕作地上を設定した。
	St.7	対象事業実施区域中央部付近を望むため、谷内ではあるものの北側と東側の視野の開けた道路上を設定した。
	St.8	対象事業実施区域中央部の東側と南東部の北側を望むため、河川沿いで視野がほぼ 360 度開けた河川堤防上を設定した。
	St.9	対象事業実施区域南東部の西側を望むため、河川沿いで視野がほぼ 360 度開けた河川堤防上を設定した。
	St.10	対象事業実施区域南東部の東側を望むため、丘陵地上の造成地で視野がほぼ 360 度開けた場所を設定した。






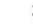
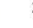
第 4.2-2 表 (35) 鳥類調査地点設定根拠 (鳥類の渡り時の移動経路調査)

調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	M1	対象事業実施区域北部の西側を望むため、丘陵地上で視野がほぼ 360 度開けた畑地の中を設定した。徳須恵川沿い及び駒鳴峠付近を通過する個体の確認を想定した。
	M2	対象事業実施区域北部の東側を望むため、北東以外に視野の開けた耕作地上を設定した。岸岳付近を通過する個体の確認を想定した。
	M3	対象事業実施区域南東部の東側を望むため、丘陵地上の造成地で視野がほぼ 360 度開けた場所を設定した。松浦川沿い及び日高地山付近を通過する個体の確認を想定した。





凡 例

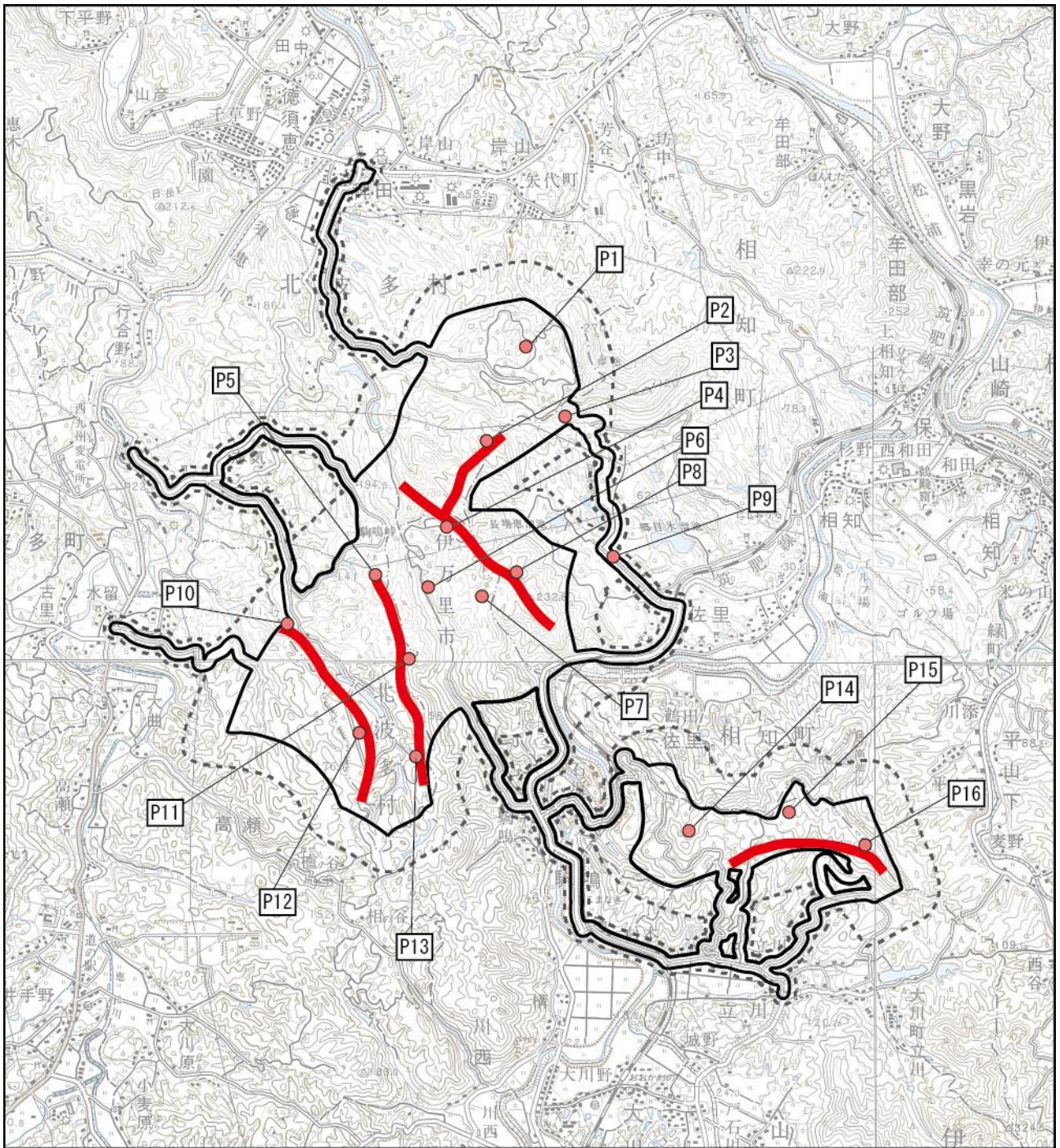
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  踏査ルート
-  捕獲調査、自動撮影調査地点 (ST1～ST12)
-  コウモリ類捕獲調査地点 (HT1～HT3)
-  コウモリ類音声モニタリング調査地点 (JT1～JT4)







注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(29)及び第 4.2-2 表(30)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-3 図(1) 動物の調査位置及び調査範囲 (哺乳類)





凡 例

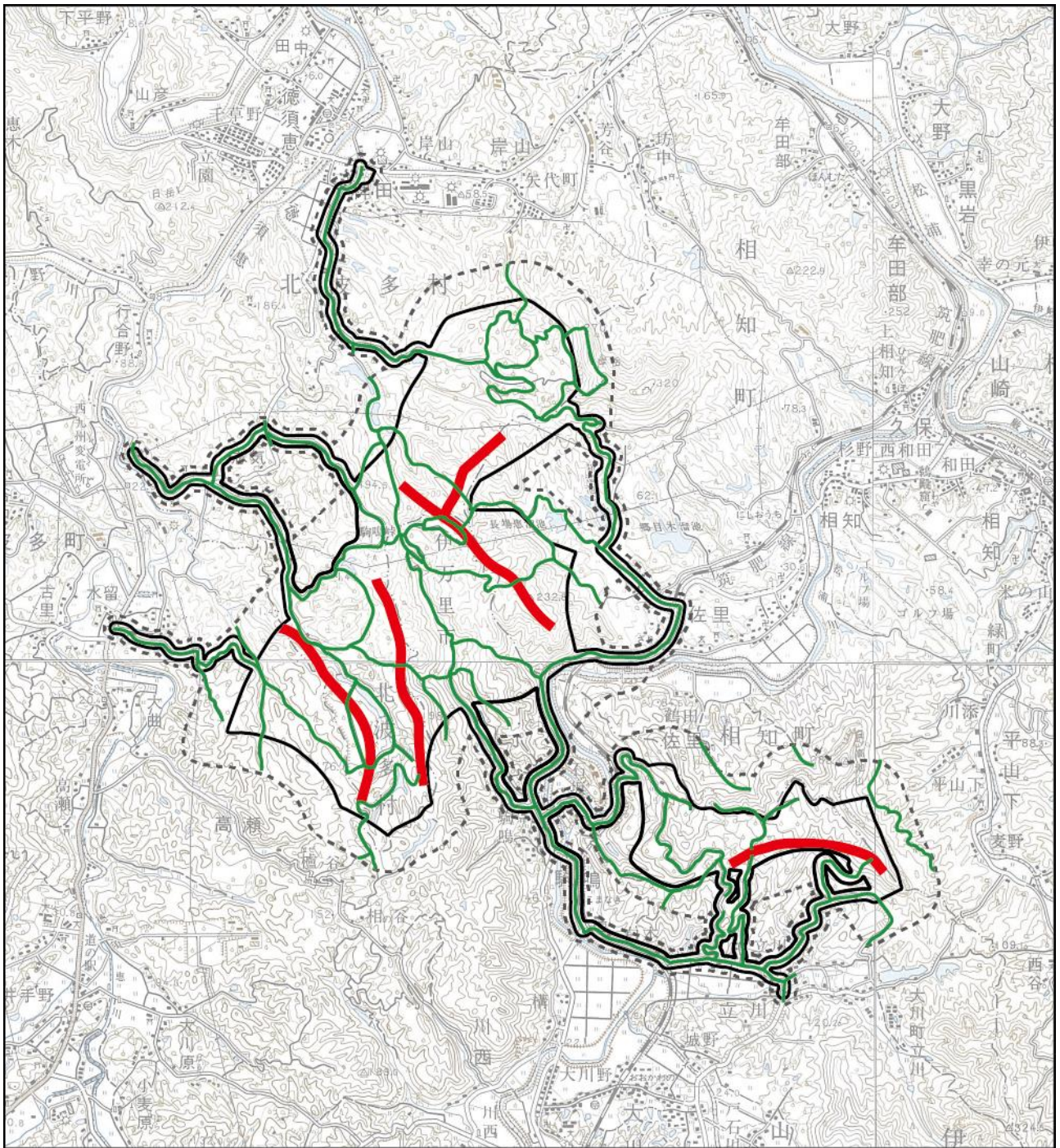
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  調査地点 (P1~P16)







注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。  
 2. 図中の地点名は第4.2-2表(31))に示す調査地点に対応する。

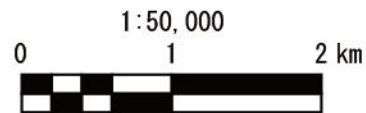
第 4.2-3 図(2) 動物の調査位置及び調査範囲 (鳥類)





凡 例

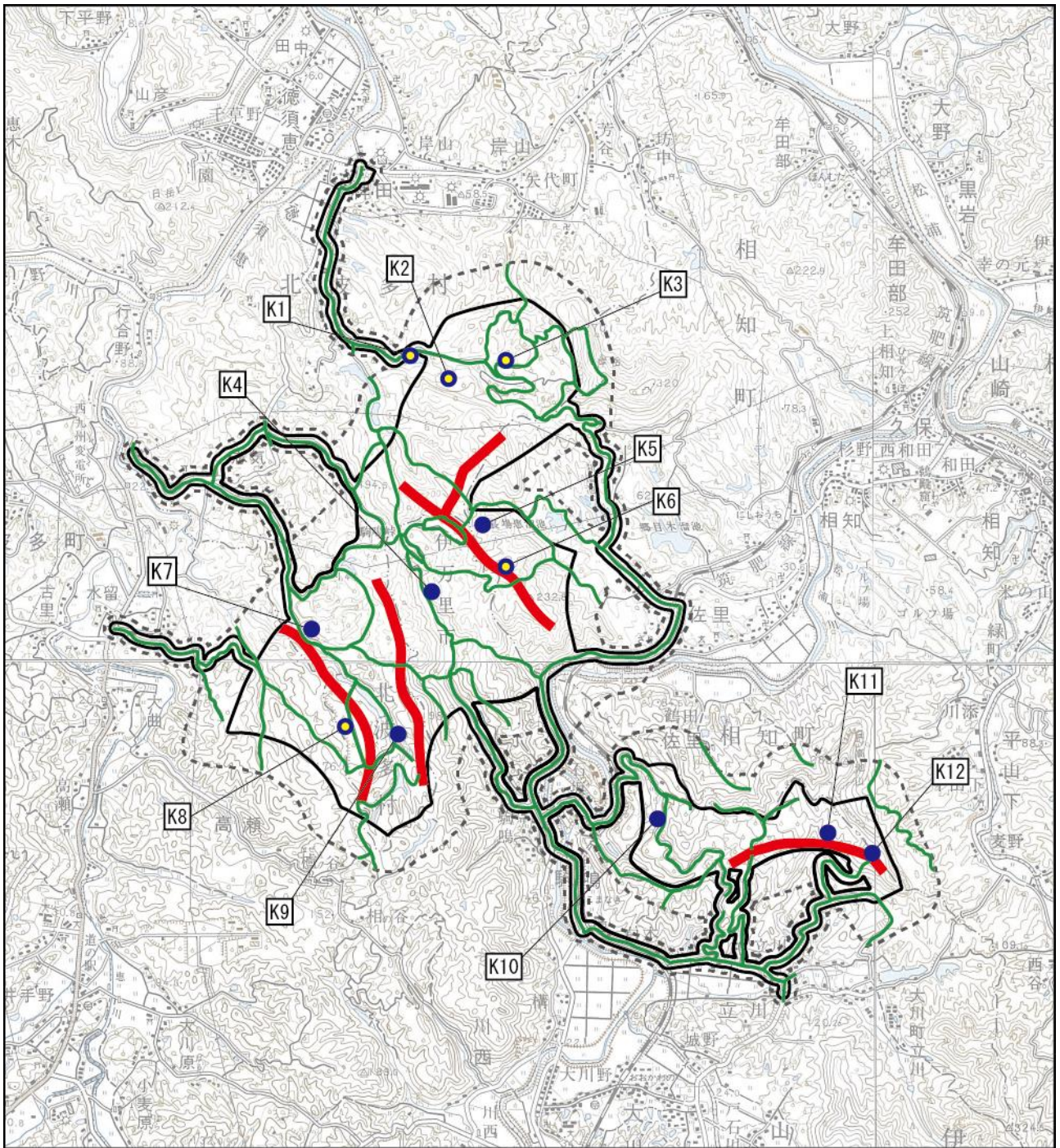
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  踏査ルート









注：踏査ルートは現地状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

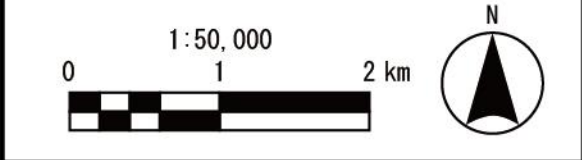
第 4.2-3 図(3) 動物の調査範囲（爬虫類・両生類）





凡 例

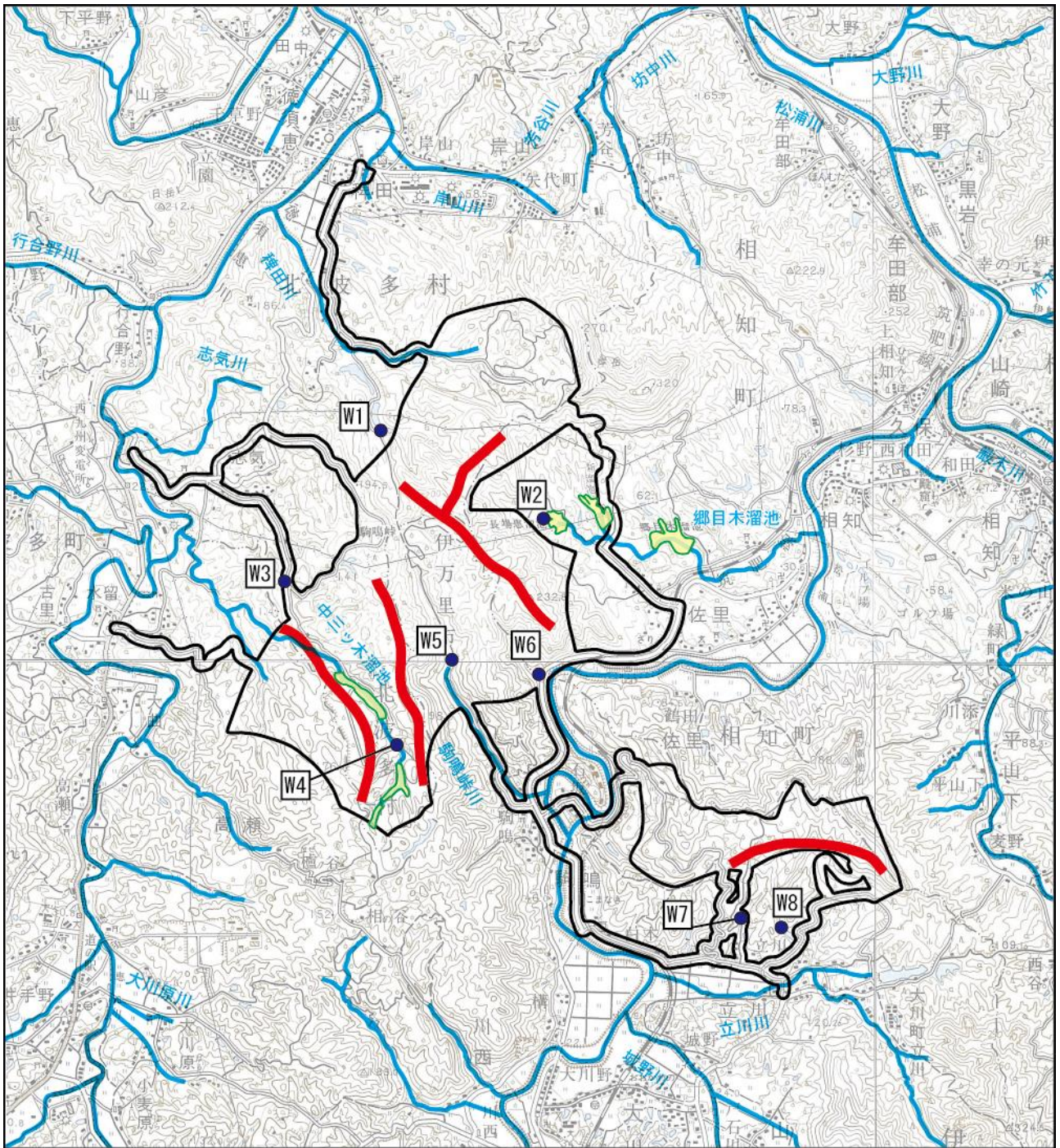
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  踏査ルート
-  ベイトトラップ法調査地点 (K1~K12)
-  ライトトラップ及び、  
ベイトトラップ法調査地点 (K1、K2、K3、K6、K8)



注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。  
2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(32)に示す調査地点に対応する。

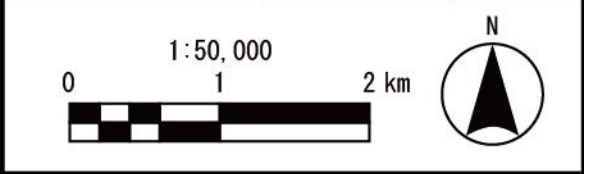
第 4.2-3 図(4) 動物の調査位置及び調査範囲 (昆虫類)





凡 例

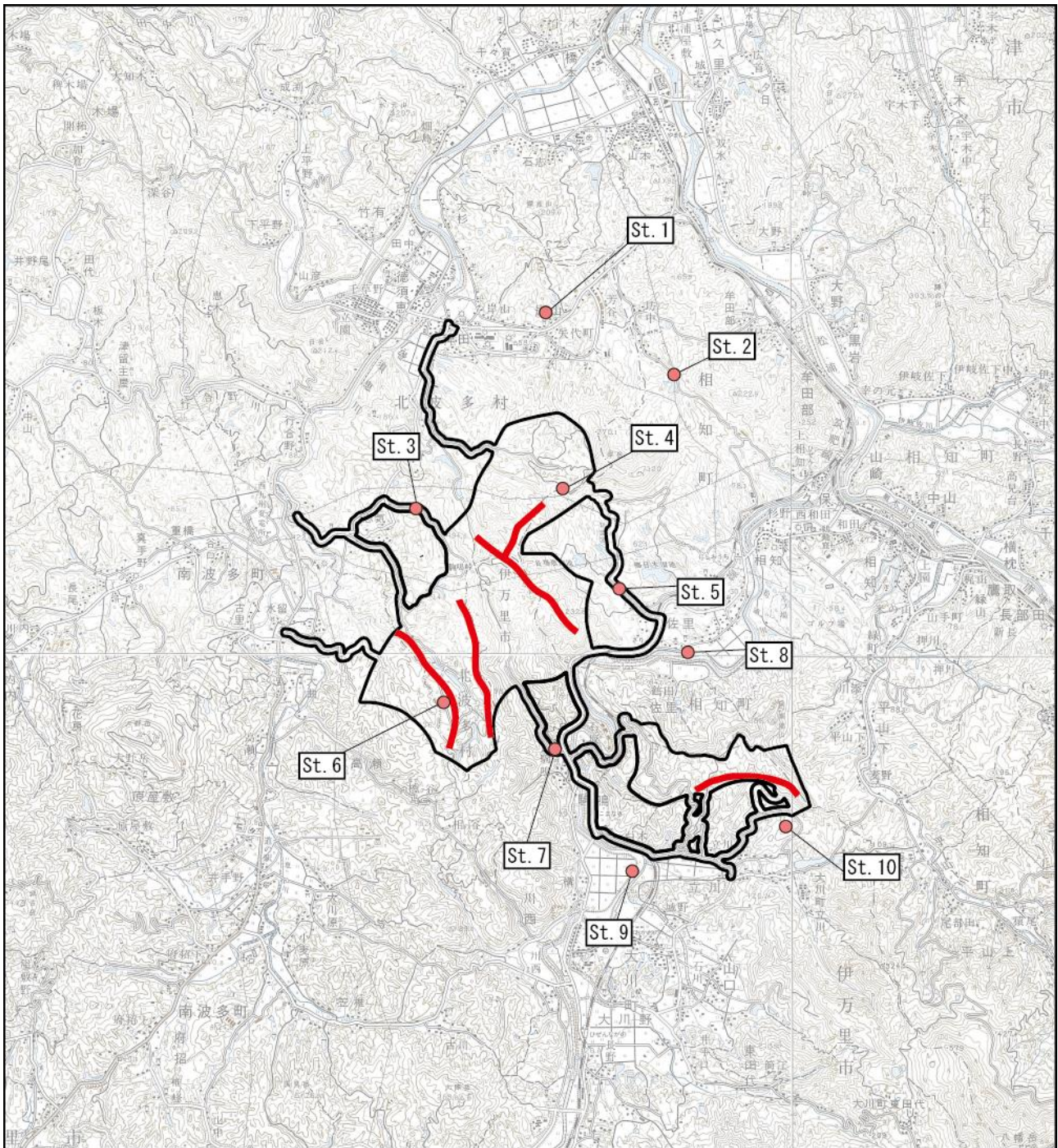
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  河川
-  溜池等
-  調査地点 (W1~W8)






注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(33)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-3 図(5) 動物の調査位置 (魚類及び底生動物)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査地点 (St. 1~St. 10)

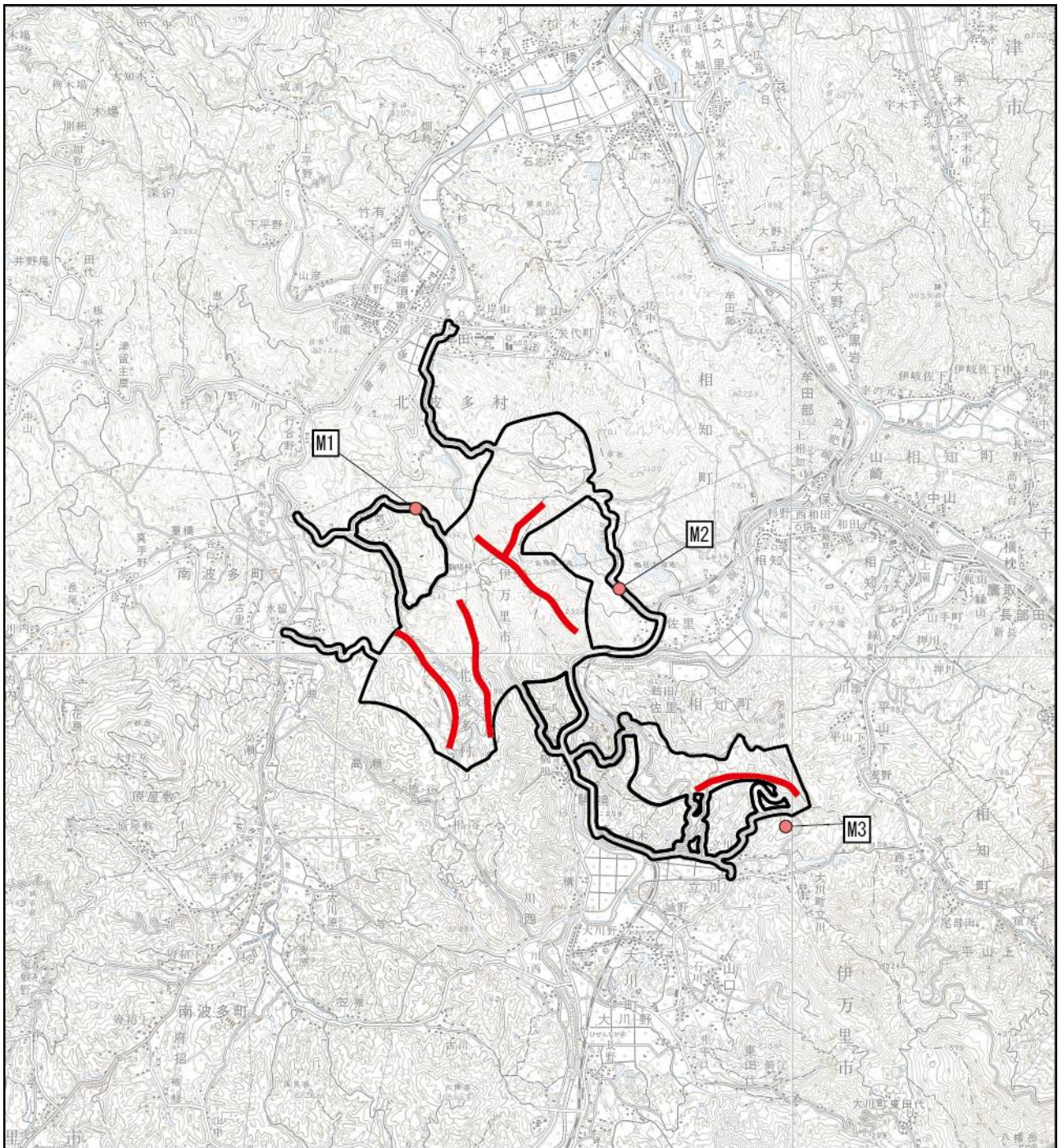
1:75,000






- 注：1. 調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(34)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-3 図(6) 動物の調査位置 (希少猛禽類の生息状況)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査地点 (M1~M3)

1:75,000



注：1. 調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(35)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-3 図(7) 動物の調査位置及び調査範囲 (鳥類の渡り時の移動経路)

第 4.2-2 表(36) 調査、予測及び評価の手法（植物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	1.調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		地形変化及び施設の存在	2.調査の基本的な手法 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「第 6-7 回自然環境保全基礎調査－植生調査－」（環境省 HP）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 ①植物相 目視観察調査 ②植生 ブラウンプランクの植物社会学的植生調査法 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「レッドデータブックさが 2010 植物編」（佐賀県、平成 22 年）等による情報収集並びに該当資料の整理を行う。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査において確認された種及び群落から、重要な種及び重要な群落の分布について、整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。 ※現地調査の植物の調査範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）では対象事業実施区域から 250m 程度、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）では同区域から 200m 程度が目安とされており、これらを包含する 300m 程度の範囲とした。	植物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「第 4.2-4 図(1)～(2) 植物の調査位置」に示す対象事業実施区域及びその周囲約 300m の範囲内の経路等とする。 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査と同じ地点とする。	植物の生育環境を網羅する地点又は経路とした。

第 4.2-2 表 (37) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植 物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	植物の生育特性に応じて適切な時期及び期間とした。	
		地形変化及び施設の存在		
		5.調査期間等 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 ①植物相 春、夏、秋の3季に実施する。 ②植生 夏、秋の2季に実施する。 ※調査月については春 (3~5月)、夏 (6~8月)、秋 (9~11月) とする。 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」と同じ期間とする。		
		6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、重要な種及び重要な群落への影響を予測する。		影響の程度や種類に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するための手法とした。
		7.予測地域 「3.調査地域」のうち、重要な種及び重要な群落の生育又は分布する地域とする。		造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在による影響が想定される地域とした。
8.予測対象時期等 (1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形変化及び施設の存在 全ての風力発電施設等が完成した時期とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在による影響を的確に把握できる時期とした。			
9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び重要な群落に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。			

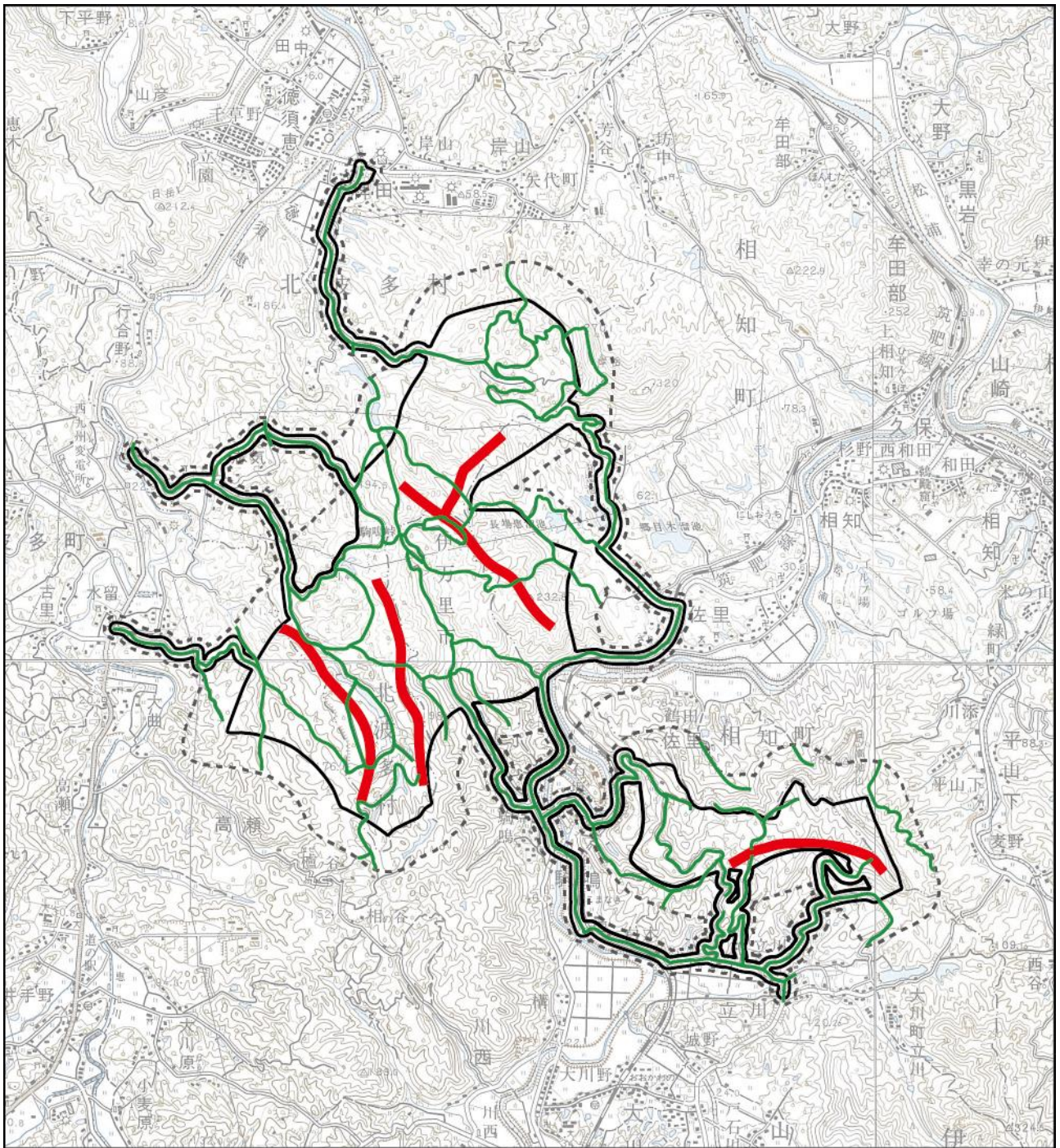
第 4.2-2 表 (38) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

項目	調査手法	内容
植物相	目視観察調査	調査地域の範囲を、樹林、草地における主要な群落を網羅するよう予め設定した調査ルートを3季とも踏査する。その他の箇所については、随時補足的に踏査する。目視により確認された植物種 (シダ植物以上の高等植物) の種名と生育状況を調査票に記録する。
植生	ブラウンブランケの植物社会学的植生調査法	調査地域内に存在する各植物群落を代表する地点において、ブラウンブランケの植物社会学的方法に基づき、コードラート内の各植物の被度・群度を記録することにより行う。コードラートの大きさは、対象とする群落により異なるが、樹林地で10m×10mから20m×20m、草地で1m×1mから3m×3m程度をおおよその目安とする。各コードラートについて生育種を確認し、階層の区分、各植物の被度・群度を記録し、群落組成表を作成する。
	現存植生図の作成	文献その他の資料、空中写真等を用いて予め作成した植生判読素図を、現地調査により補完し作成する。図化精度は1/10,000程度とする。





第 4.2-2 表 (39) 植物調査地点設定根拠 (植生)

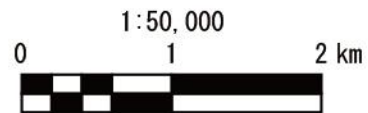
調査方法	調査地点	群落名	設定根拠
ブラウンブランケの植物社会学的植生調査法	4-1	ミミズバイースダジイ群集	対象事業実施区域内の主要な植生を網羅するために植生図 (第 4.2-4 図 (2)) から調査範囲内の各環境に地点を配置するようにし、広く分布している群落には調査地点を多く設定した。なお、地点番号は、植生凡例 (第 4.2-2 表 (40)) の番号を基にしているが、今後の調査と整理によって変更する可能性がある。
	7-1	ヤナギ高木群落 (VI)	
	8-1	シイカシ二次林	
	8-2	シイカシ二次林	
	8-3	シイカシ二次林	
	8-4	シイカシ二次林	
	10-1	タブノキヤブニッケイ二次林	
	14-1	アカメガシワーカーラスザンショウ群落	
	14-2	アカメガシワーカーラスザンショウ群落	
	15-1	ムクノキ群落	
	18-1	クズ群落	
	21-1	伐採跡地群落 (VII)	
	25-1	ヒルムシロクラス	
	26-1	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	26-2	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	26-3	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	26-4	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	26-5	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	26-6	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	28-1	クヌギ植林	
	29-1	竹林	
35-1	畑雑草群落		
36-1	水田雑草群落		
36-2	水田雑草群落		





凡 例

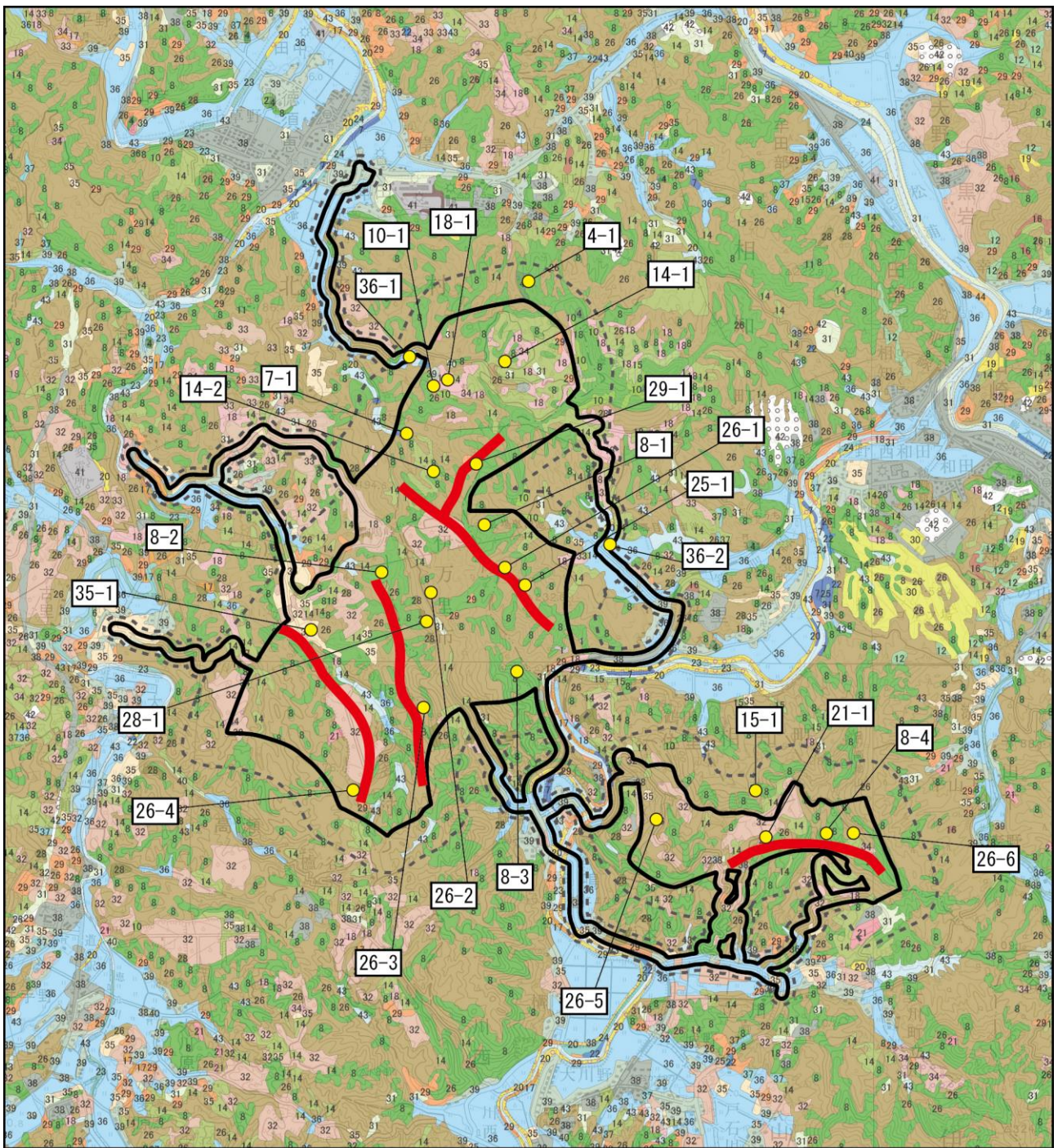
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  踏査ルート







注：踏査ルートは現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

第 4.2-4 図(1) 植物の調査範囲 (植物相)

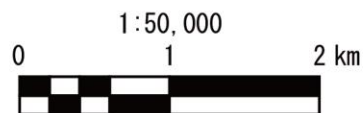




凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  調査地点

- 注：1. 植生図の凡例は第 4.2-2 表(40)に対応する。  
 2. 地点番号は、植生凡例（第 4.2-2 表(40)）を基にしているが、今後の調査と整理によって変更する可能性がある。  
 3. 調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。



「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）第 6 回（1999～2012）、第 7 回（2013～）1/25,000 植生図 「徳須恵」「伊万里」「多久」（環境省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）

より作成

第 4.2-4 図(2) 植物の調査位置（植生）



第 4. 2-2 表 (40) 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	凡例名	統一凡例No.
ブナクラス域自然植生	1	イブキシモツケーイワヒバ群落	191001
ヤブツバキクラス域自然植生	2	イチイガシ群落	270600
	3	ヤブコウジースダジイ群集	271201
	4	ミミズバイースダジイ群集	271205
	5	ケヤキ群落 (VI)	300100
	6	ムクノキーエノキ群集	300201
	7	ヤナギ高木群落 (VI)	320100
	ヤブツバキクラス域代償植生	8	シイ・カシ二次林
9		アカガシ二次林	400102
10		タブノキーヤブニッケイ二次林	400200
11		ハクサンボクマテバシイ群落	400401
12		コナラ群落 (VII)	410100
13		アカシデーイヌシデ群落 (VII)	410400
14		アカメガシワカラスザンショウ群落	410700
15		ムクノキ群落	411300
16		アカマツ群落 (VII)	420100
17		メダケ群落	430200
18		クズ群落	440200
19		ネザサーススキ群集	450102
20		チガヤーススキ群落	450103
21		伐採跡地群落 (VII)	460000
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	22	ヨシクラス	470400
	23	ツルヨシ群集	470501
	24	オギ群集	470502
	25	ヒルムシロクラス	470600
植林地、耕作地植生	26	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100
	27	クロマツ植林	540300
	28	クヌギ植林	541202
	29	竹林	550000
	30	ゴルフ場・芝地	560100
	31	路傍・空地雑草群落	570100
	32	果樹園	570200
	33	茶畑	570201
	34	常緑果樹園	570202
	35	畑雑草群落	570300
	36	水田雑草群落	570400
その他	37	放棄水田雑草群落	570500
	38	市街地	580100
	39	緑の多い住宅地	580101
	40	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200
	41	工場地帯	580300
	42	造成地	580400
	43	開放水域	580600
	44	自然裸地	580700

注：1. 図中 No.は第 4.2-4 図(2)の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No.とは、「自然環境保全基礎調査 植生調査 (植生自然度調査)」(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)の 1/25,000 現存植生図に示される 6 桁の統一凡例番号 (凡例コード)である。

第 4.2-2 表 (41) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
生態系	地域を特徴づける生態系 造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の存在 施設の稼働	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>①上位性の注目種：オオタカ</p> <p>②典型性の注目種：アナグマ</p> <p>③特殊性の注目種：特殊な環境が存在しないことから選定しない。 ※上位性、典型性の種については現地の確認状況により変更となる可能性がある。</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形の状況、動物、植物の文献その他の資料調査から動植物その他の自然環境に係る概況の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 動物及び植物の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>①オオタカ (上位性の注目種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査：定点観察法による調査</li> <li>・餌資源調査：ポイントセンサス法による調査</li> </ul> <p>②アナグマ (典型性の注目種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査：フィールドサイン調査</li> <li>・餌資源調査： <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲調査 (小型哺乳類)</li> <li>捕獲調査 (地表徘徊性昆虫類)</li> <li>捕獲調査 (土壌動物)</li> </ul> </li> </ul>	一般的な手法とした。
		<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	生態系に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
		<p>4.調査地点</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 「第 4.2-6 図(1)～(3) 生態系の調査位置」に示す対象事業実施区域及びその周囲の経路、調査地点等とする。</p>	注目種等が適切に把握できる地点等とした。

第 4.2-2 表 (42) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	<p>注目種の生態的特性を踏まえた期間とした。</p>	
		地形変化及び施設の存在		
		施設の稼働		
		5.調査期間等		<p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 ①オオタカ (上位性の注目種) ・生息状況調査 「希少猛禽類調査」として実施する 3~11 月に実施する。 ・餌資源調査 「鳥類のポイントセンサス法による調査」として実施し、春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。 ②アナグマ (典型性の注目種) ・生息状況調査 「哺乳類のフィールドサイン調査」として実施し、春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。 ・餌資源調査 「哺乳類調査」の捕獲調査及び「昆虫類調査」のベイトトラップ法による調査、土壌動物調査として実施し、春、夏、秋の 3 季に実施する。 ※調査月については春 (3~5 月)、夏 (6~8 月) 秋 (9~11 月)、冬 (12~2 月) とする。</p>
		6.予測の基本的な手法		<p>環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、上位性注目種の好適環境の変化や典型性注目種の行動圏の変化等を推定し、影響を予測する。 現地調査結果から影響予測までの流れについては、影響予測及び評価フロー図 (第 4.2-5 図) のとおりである。</p>
7.予測地域	<p>調査地域のうち、注目種等の生息・生育又は分布する地域とする。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響が想定される地域とした。</p>		
8.予測対象時期等	<p>(1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による注目種の餌場・繁殖地・生息地への影響が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 地形変化及び施設の存在、施設の稼働 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。</p>		
9.評価の手法	<p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地域を特徴づける生態系に関する影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p>	<p>「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。</p>		

第 4.2-2 表 (43) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)

注目種	調査手法		内容
オオタカ	生息状況調査 (定点観察法による調査)		定点の周囲に生息する希少猛禽類の確認状況や採餌、採餌行動、飛翔高度等を記録する。また、営巣の状況についても記録する。
	餌資源調査 (ポイントセンサス法による調査)		設定したポイントにおいて、15 分間の観察を実施し、周囲半径 25m 内に出現する鳥類を直接観察、鳴き声等により確認し、種名、個体数、確認位置、確認高度、生息環境等を記録する。調査時間は早朝から数時間とし、各ポイント 2 日間実施する。
アナグマ	生息状況調査 (フィールドサイン調査)		踏査によりアナグマの痕跡やため糞の確認や目撃などにより、その位置や確認環境等を記録する。
	餌資源調査	小型哺乳類	各調査地点にシャーマントラップ及び墜落缶(ピットフォールトラップ)を 20 個、約 10m おきに設置し、フィールドサイン調査では確認し難いネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種名、性別、体長、個体数等を記録する。
		地表徘徊性昆虫類	ベイトトラップの各調査地点に 20 個のプラスチックコップ等を埋設し、捕獲された昆虫類の種名や個体数及び重量を記録する。調査地点は 12 地点を予定している。
		土壌動物	コドラート調査 (50cm×50cm の方形区) において、落ち葉や土壌内の大型～中型の動物を採集し、種名や個体数及び重量を記録する。調査地点は 12 地点を予定している。

第 4.2-2 表 (44) 生態系の調査地点の設定根拠 (オオタカ：生息状況調査)

調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	St.1	対象事業実施区域北部を北側から望むため、南斜面となる視野の開けた場所を設定した。
	St.2	岸岳の北側を北側から望むため、南西から南に視野の開けた貯水池堤防上を設定した。
	St.3	対象事業実施区域北部の西側を望むため、丘陵地上で視野がほぼ 360 度開けた畑地の中を設定した。
	St.4	対象事業実施区域北部と岸岳の西側を望むため、北西から東に視野の開けた林道上を設定した。
	St.5	対象事業実施区域北部の東側を望むため、北東以外に視野の開けた耕作地上を設定した。
	St.6	対象事業実施区域中央部の西側を望むため、谷内ではあるものの視野の広い耕作地上を設定した。
	St.7	対象事業実施区域中央部付近を望むため、谷内ではあるものの北側と東側の視野の開けた道路上を設定した。
	St.8	対象事業実施区域中央部の東側と南東部の北側を望むため、河川沿いで視野がほぼ 360 度開けた河川堤防上を設定した。
	St.9	対象事業実施区域南東部の西側を望むため、河川沿いで視野がほぼ 360 度開けた河川堤防上を設定した。
	St.10	対象事業実施区域南東部の東側を望むため、丘陵地上の造成地で視野がほぼ 360 度開けた場所を設定した。

注：表中の地点名は第 4.2-6 図(1)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-2 表(45) 生態系の調査地点の設定根拠（オオタカ：餌資源調査）

調査方法	調査地点	環境（植生）	設定根拠
ポイントセンサス法	P1	草地（クズ群落）	対象事業実施区域北部の草地に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P2	樹林（シイ・カシ二次林）	対象事業実施区域北部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P3	樹林（アカメガシワ・カラスザンショウ群落）	対象事業実施区域北部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P4	樹林（果樹園）	対象事業実施区域北部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P5	樹林（シイ・カシ二次林）	対象事業実施区域中央部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P6	樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）	対象事業実施区域中央部の谷沿いの針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P7	樹林（シイ・カシ二次林）	対象事業実施区域中央部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P8	樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P9	草地（水田雑草群落）	対象事業実施区域中央部の水田に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P10	草地（畑雑草群落）	対象事業実施区域中央部の畑に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P11	樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P12	樹林（果樹園）	対象事業実施区域中央部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P13	樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）	対象事業実施区域中央部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P14	樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）	対象事業実施区域南東部の尾根上の針葉樹人工林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P15	樹林（果樹園）	対象事業実施区域南東部の果樹園に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P16	樹林（シイ・カシ二次林）	対象事業実施区域南東部の広葉樹林に生息する鳥類を確認するために設定した。

注：表中の地点名は第 4.2-6 図(2)に示す調査地点に対応する。

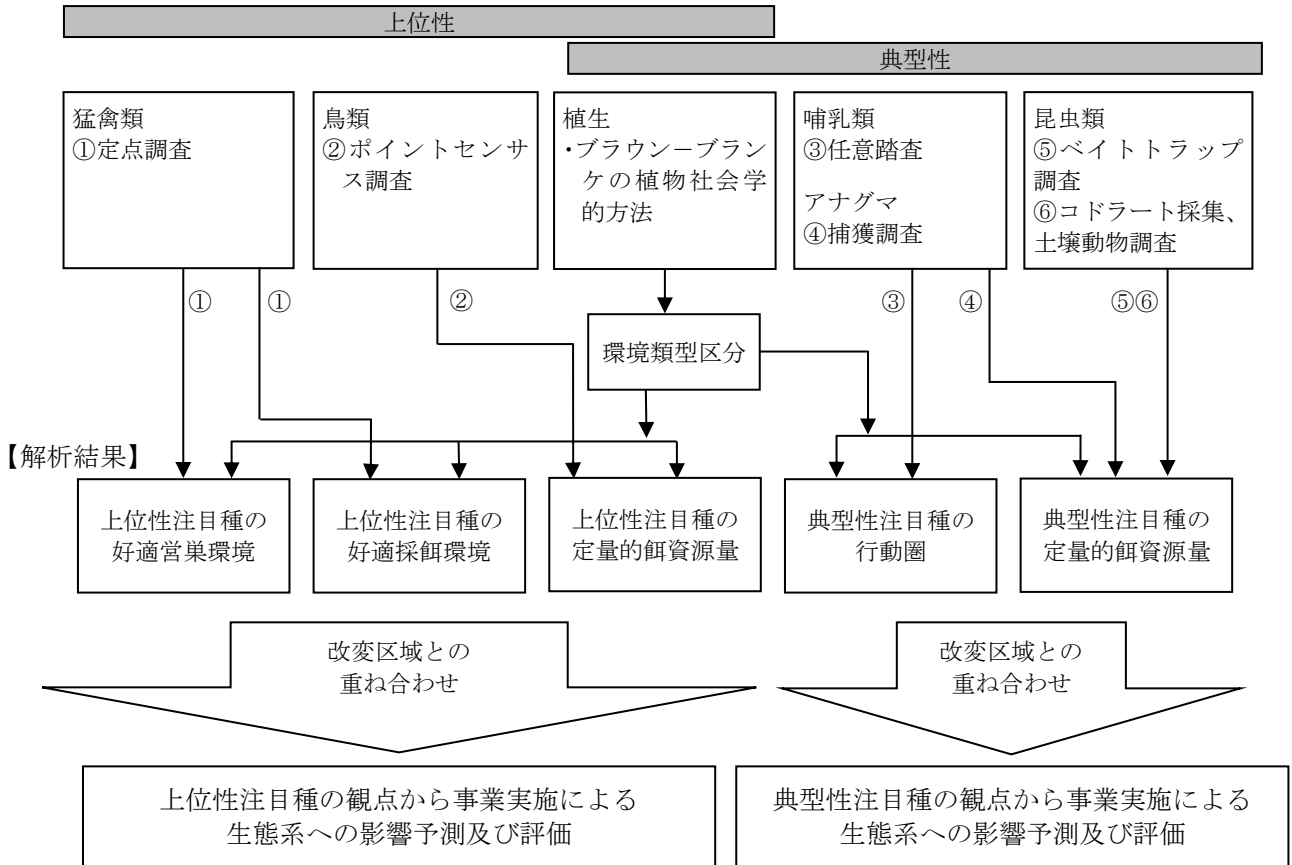
第 4.2-2 表(46) 生態系の調査地点の設定根拠（アナグマ：餌資源調査）

調査方法	調査地点	環境（植生）	設定根拠
・小型哺乳類捕獲調査 （シャーマントラップ） ・ベイトトラップ法 ・土壌動物 （コドラート採集法）	ST1	草地（水田雑草群落）	主に水田などの湿性の草地環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST2	草地（畑雑草群落）	主に畑などの乾性の草地環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST3	樹林（アカメガシワ ーカラスザンショウ 群落）	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST4	樹林（スギ・ヒノキ・ サワラ植林）	主に谷沿いにある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST5	樹林（シイ・カシ二 次林）	主に尾根上にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST6	樹林（スギ・ヒノキ・ サワラ植林）	主に尾根上にある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST7	草地（畑雑草群落）	主に畑などの乾性の草地環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST8	樹林（果樹園）	主に果樹園の環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST9	草地（開放水域）	主に水域の周辺の湿性の草地環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST10	樹林（スギ・ヒノキ・ サワラ植林）	主に山腹にある針葉樹の人工林に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST11	樹林（シイ・カシ二 次林）	主に山腹にある広葉樹の樹林環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。
	ST12	樹林（常緑果樹園）	主に果樹園の環境に生息する小型哺乳類、昆虫類、土壌動物を確認するために設定した。

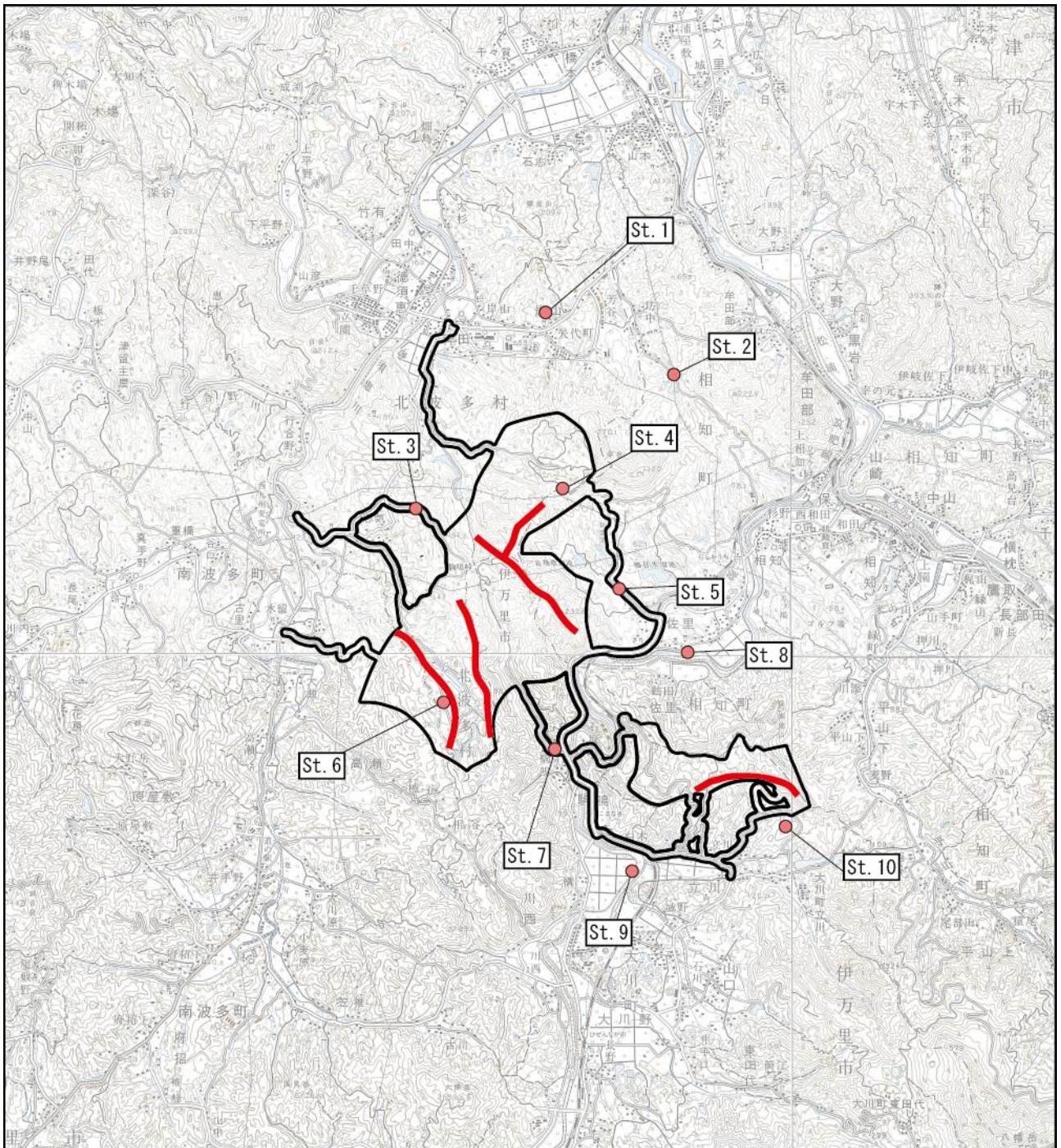
注：表中の地点名は第 4.2-6 図(3)に示す調査地点に対応する。






【現地調査】



第 4.2-5 図 生態系の影響予測及び評価フロー図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査地点 (St. 1~St. 10)

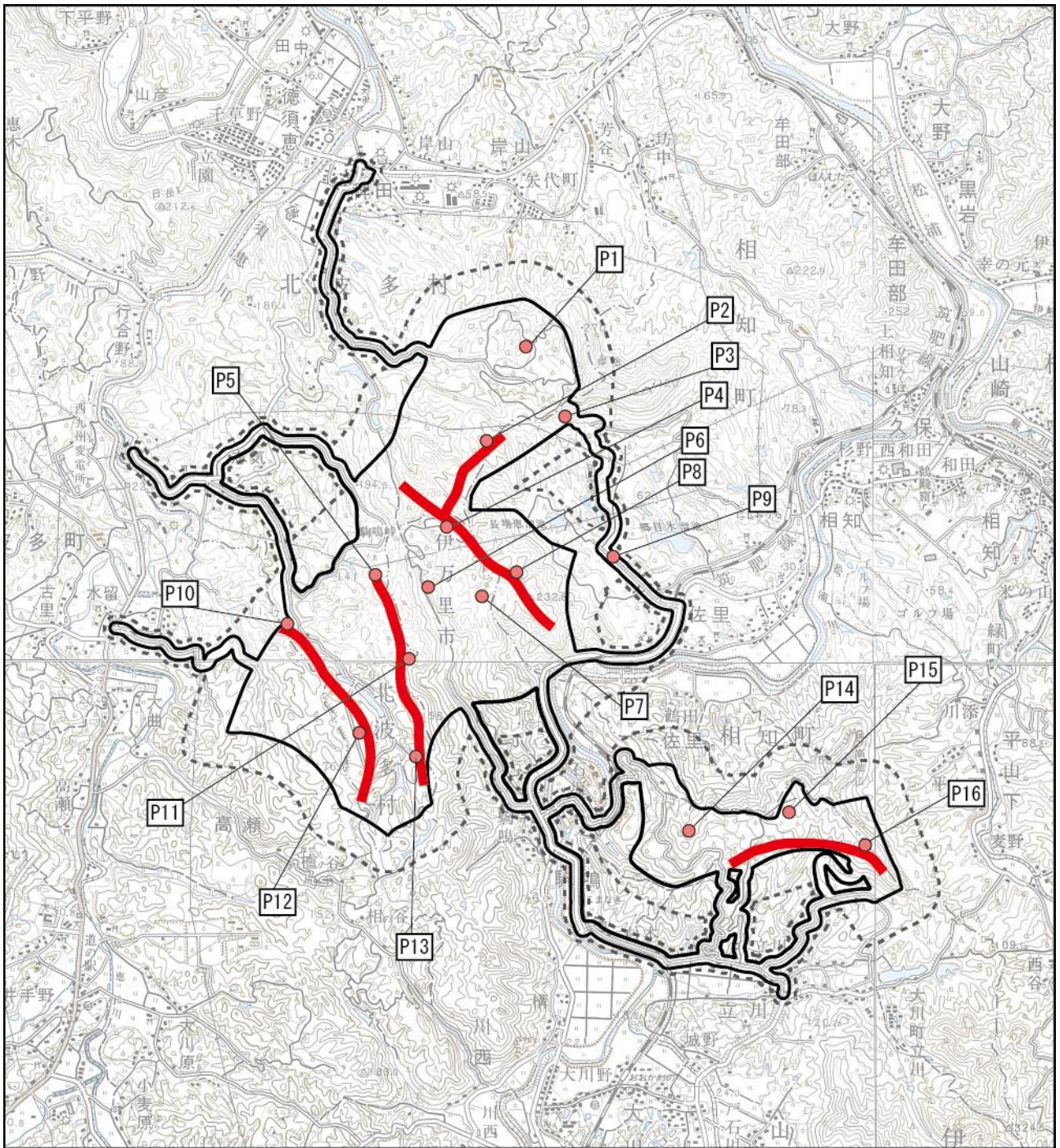
1:75,000







- 注：1. 調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(44)に示す調査地点に対応する。

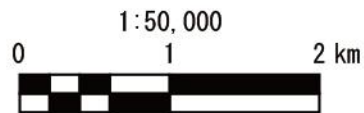
第 4.2-6 図(1) 生態系の調査位置及び調査範囲 (オオタカ：生息状況調査)





凡 例

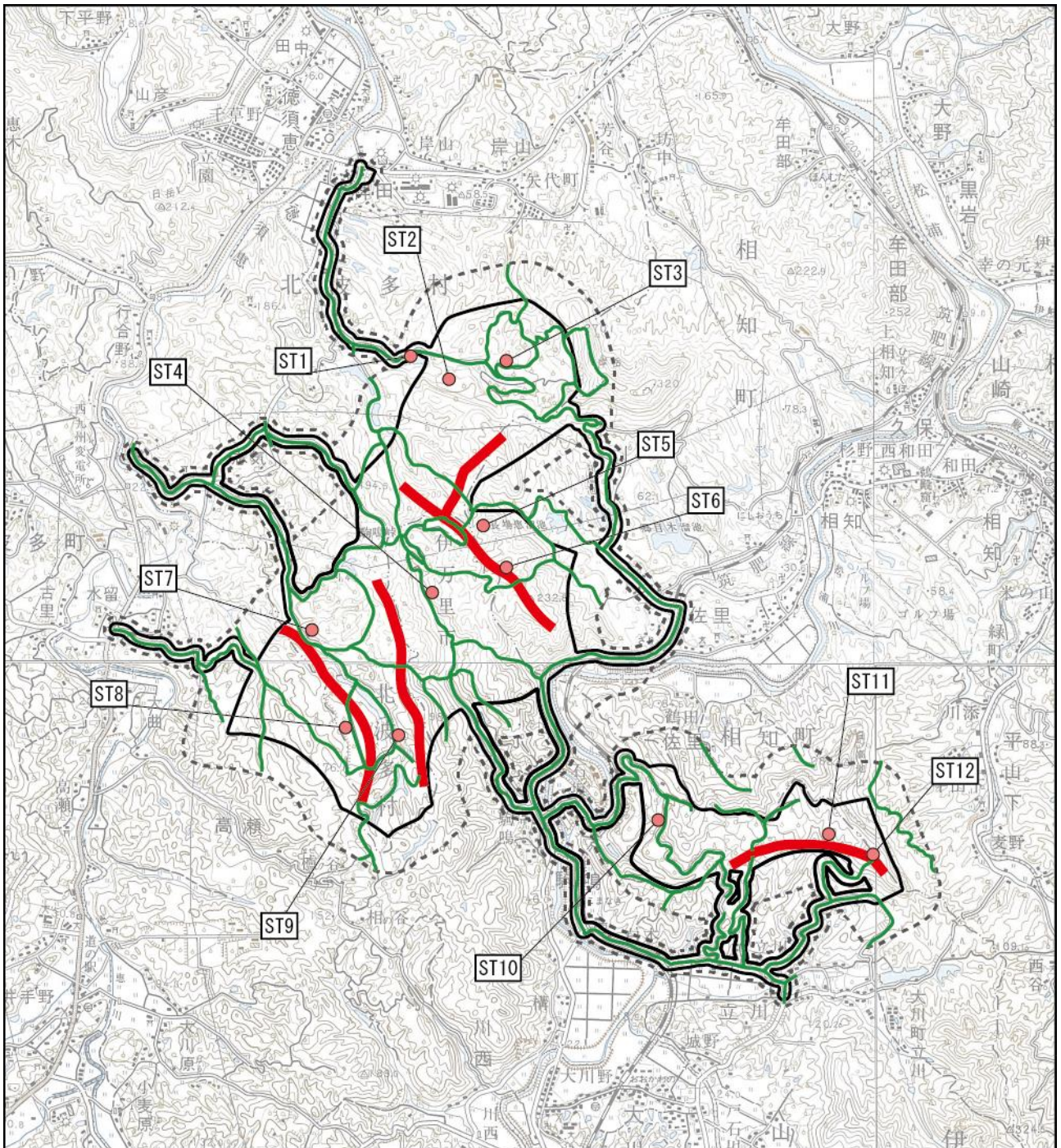
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  調査地点 (P1~P16)








- 注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。
2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(45)に示す調査地点に対応する。

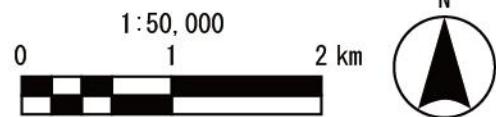
第 4.2-6 図(2) 生態系の調査位置 (オオタカ：ポイントセンサス調査)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  踏査ルート
-  調査地点 (ST1～ST12)



注：1. 各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。  
 2. 図中の地点名は第 4.2-2 表(46)に示す調査地点に対応する。

第 4.2-6 図(3) 生態系の調査範囲（アナグマ：生息状況及び餌資源調査）

第 4.2-2 表(47) 調査、予測及び評価の手法（景観）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在	1.調査すべき情報 (1) 主要な眺望点 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行うとともに、将来の風力発電施設の可視領域について検討を行う。 可視領域の検討については、主要な眺望点の周囲について、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、風力発電機（地上高さ：150.0m）が視認される可能性のある領域を可視領域として検討する。 また、現地踏査、聞き取り調査等により、居住地域などにおいて住民が日常的に眺望する景観などを調査し、文献その他の資料調査を補足する。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 調査地域内に存在する山岳、湖沼等の自然景観資源、歴史的文化財等の人文景観資源の分布状況を、文献等により把握する。 (3) 主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 「(1)主要な眺望点」及び「(2)景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 (1) 主要な眺望点 将来の風力発電施設の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 (2) 景観資源の状況 対象事業実施区域及びその周囲とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 将来の風力発電施設の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	景観に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1)主要な眺望点」及び「(2)景観資源の状況」の調査結果を踏まえ選定した、「第 4.2-7 図 景観の調査位置」に示す主要な眺望点 17 地点とする。	対象事業実施区域周囲における主要な眺望点を対象とした。
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 風力発電機の視認性が最も高まると考えられる日として、好天日の 1 日とする。	風力発電機の稼働による景観の状況を把握できる時期及び期間とした。



第 4.2-2 表 (48) 調査、予測及び評価の手法 (景観)

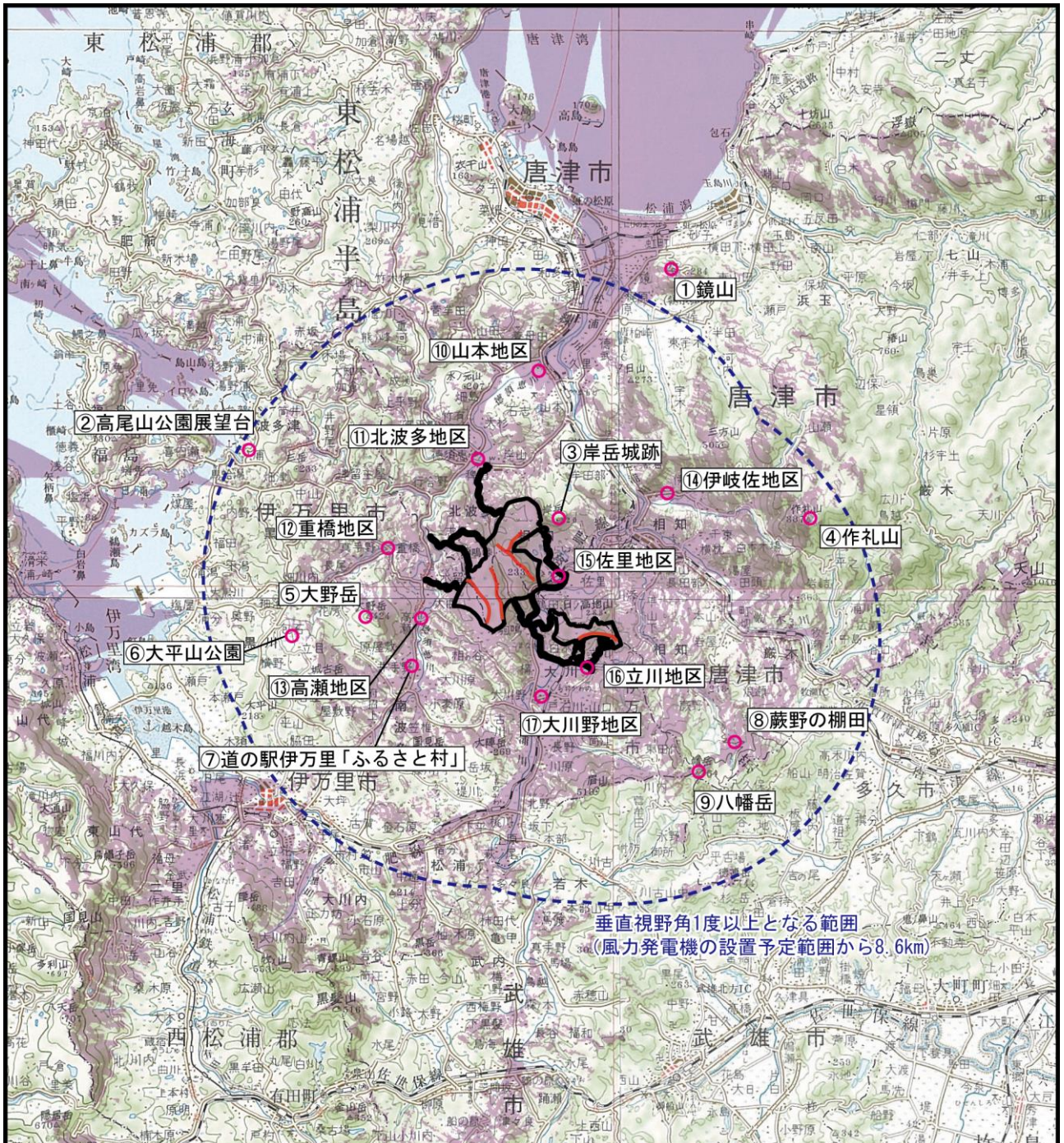
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在	6.予測の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源の状況 主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測する。 (2) 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点から撮影する現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する。 当事業と他事業者の事業との累積的な影響の予測については、他事業者の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施する。	一般的に景観の予測で用いられている手法とした。 累積的な影響の予測については、他事業者の計画が明らかとなった場合において、実施の有無を判断する。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	地形変化及び施設の存在による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 (1) 主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況 「4. 調査地点」と同じ、主要な眺望点として選定する 17 地点とする。 (2) 景観資源の状況 自然景観資源として把握した地点とする。	地形変化及び施設の存在による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 全ての風力発電施設等が完成した時期とする。	地形変化及び施設の存在による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「佐賀県美しい景観づくり基本計画」(佐賀県、平成 25 年)、「唐津市景観計画」(唐津市、平成 29 年)に基づく景観形成基準との整合性について検討する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 4.2-2 表 (49) 景観調査地点の設定根拠

番号	調査地点	設定根拠	番号	調査地点	設定根拠
①	鏡山	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内を基本として、不特定かつ多数の者が利用する地点を、主要な眺望点として設定した。	⑩	山本地区	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区(生活環境の場)より主要な眺望点として設定した。
②	高尾山公園展望台		⑪	北波多地区	
③	岸岳城跡		⑫	重橋地区	
④	作礼山		⑬	高瀬地区	
⑤	大野岳		⑭	伊岐佐地区	
⑥	大平山公園		⑮	佐里地区	
⑦	道の駅伊万里「ふるさと村」		⑯	立川地区	
⑧	蕨野の棚田		⑰	大川野地区	
⑨	八幡岳				






注：表中の地点名は第 4.2-7 図に示す調査地点に対応する。

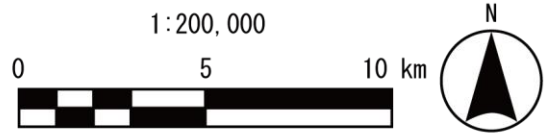




垂直視野角1度以上となる範囲  
(風力発電機の設置予定範囲から8.6km)

凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  主要な眺望点
-  可視領域
-  垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲



注：図中の地点名は第4.2-2表(49)に示す調査地点に対応する。

第4.2-7図 景観の調査位置



第 4.2-2 表 (50) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	
		1.調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		2.調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況やアクセス状況を把握し、結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
		3.調査地域 工事関係車両の主要な走行ルートの周囲の地域とする。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
		4.調査地点 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートの周囲の地域とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果を踏まえ、「第 4.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置」に示す 6 地点（四季の丘公園、鬼子岳城跡 法安寺、岸岳城跡、岸岳古窯跡〔古窯の森公園〕、志気の大シャクナゲ、アザメの瀬）とする。	工事関係車両の主要な走行ルートの周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を対象とした。
		5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用状況を考慮した時期に 1 回実施する。また、景観の現地調査時等にも随時確認することとする。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる時期及び期間とした。
6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化を予測し、利用特性への影響を予測する。	一般的に人と自然との触れ合いの活動の場の予測で用いられている手法とした。		

第 4.2-2 表(51) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルート周辺の地域とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 調査結果を踏まえ、「4.調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、工事関係車両の走行による影響が想定される地点とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とする。	工事関係車両の走行による影響を的確に予測できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。



第 4.2-2 表 (52) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形変化及び施設の存在	
		1.調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		2.調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況やアクセス状況を把握し、結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
		3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
		4.調査地点 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果を踏まえ、「第 4.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置」に示す 7 地点（四季の丘公園、鬼子岳城跡 法安寺、岸岳城跡、岸岳古窯跡〔古窯の森公園〕、志気の大シャクナゲ、アザメの瀬、南波多野町及び大川町の開拓地）とする。	対象事業実施区域周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を対象とした。
		5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用状況を考慮した時期に 1 回実施する。また、景観の現地調査時等にも随時確認することとする。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる時期及び期間とした。
6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布及び利用環境の改変の程度を把握した上で、利用特性への影響を予測する。	一般的に人と自然との触れ合いの活動の場の予測で用いられている手法とした。		

第 4.2-2 表 (53) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

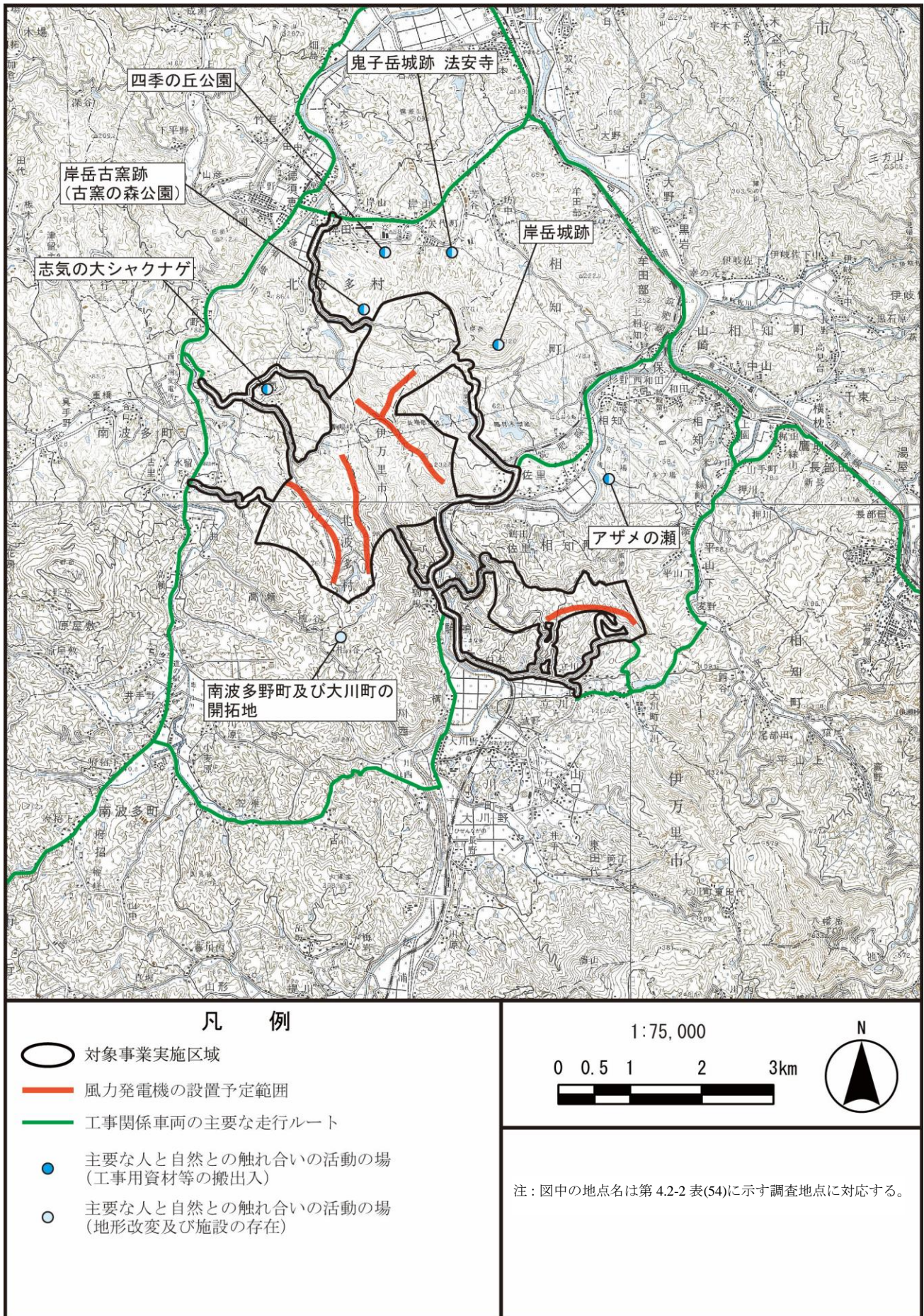
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。	地形改変及び施設 の存在による影響 が想定される地域 とした。
		8.予測地点 調査結果を踏まえ、「4.調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、地形改変及び施設 の存在による影響が想定される地点とする。	地形改変及び施設 の存在による影響 が想定される地点 とした。
		9.予測対象時期等 全ての風力発電施設等が完成した時期とする。	地形改変及び施設 の存在による影響 を的確に予測でき る時期とした。
		10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

第 4.2-2 表 (54) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場調査地点の設定根拠

調査地点	設定根拠
四季の丘公園	工事関係車両の主要な走行ルートから枝道を入ったところに位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
鬼子岳城跡 法安寺	工事関係車両の主要な走行ルートから枝道を入ったところに位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
岸岳城跡	工事関係車両の主要な走行ルートから枝道を入ったところに登山口が位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
岸岳古窯跡（古窯の森公園）	工事関係車両の主要な走行ルートの延長線上に位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
志気の大シャクナゲ	工事関係車両の主要な走行ルートの延長線上に位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
アザメの瀬	工事関係車両の主要な走行ルートから枝道を入ったところに位置しておりかつ対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
南波多野町及び大川町の開拓地	関係機関への聞き取り調査結果を踏まえ、対象事業実施区域の周囲に位置していることから設定した。

注：表中の地点名は第 4.2-8 図に示す調査地点に対応する。





第 4.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置



第 4.2-2 表 (55) 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	産業廃棄物及び残土	造成等の施工による一時的な影響	1.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測する。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。	一般的に廃棄物等の予測で用いられている手法とした。
		3.予測対象時期等 工事期間中とする。	造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。
		4.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 産業廃棄物及び残土の発生量が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。 「環境影響の回避、低減に係る評価とした。